

大山町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画



令和3年3月
鳥取県大山町

目次

第1章 計画の概要	- 1 -
1. 計画の策定と背景	- 1 -
2. 計画の位置づけ	- 2 -
3. 計画期間	- 3 -
4. 計画の策定体制	- 3 -
5. 日常生活圏域の設定	- 3 -
第2章 高齢者を取り巻く現状	- 4 -
1. 人口等の現状	- 4 -
2. 介護保険サービスの現状	- 6 -
3. アンケート調査から見た現状	- 10 -
第3章 計画の概要	- 35 -
1. 計画の基本理念	- 35 -
2. 計画の目標	- 36 -
第4章 施策の展開	- 38 -
基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進	- 38 -
基本目標 2 認知症施策の推進	- 42 -
基本目標 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進	- 46 -
基本目標 4 介護サービスの充実	- 53 -
第5章 介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み	- 56 -
1. 人口と要介護(要支援)認定者数の推計	- 56 -
2. 介護保険サービスの現状	- 58 -
3. 地域支援事業費の見込み	- 63 -
第6章 介護保険料の算定	- 64 -
1. 介護保険料の算定の流れ	- 64 -
2. 第1号被保険者の負担割合	- 65 -
3. 所得段階別被保険者数の見込み	- 66 -
4. 第1号被保険者保険料の算定	- 67 -

第1章 計画の概要

1. 計画の策定と背景

平成12年度に開始された介護保険制度は、我が国の高齢社会の介護問題を解決する制度として定着してきました。

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

総人口が減少する中、今後も高齢化が進み、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者もさらに増加することが予測されています。大山町では、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築に向け、計画を推進してきました。

さらにその先の2040年(令和22年)いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

そのためには、地域包括ケアシステムのさらなる推進や、地域の高齢者の介護を支える人的基盤の確保や、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による現状把握、課題の解決を図ることが重要となっています。

以上のことから、本計画は、在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、地域包括ケアシステムの深化を進める計画として『大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「高齢者福祉計画」、介護保険法第117条に規定された「介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

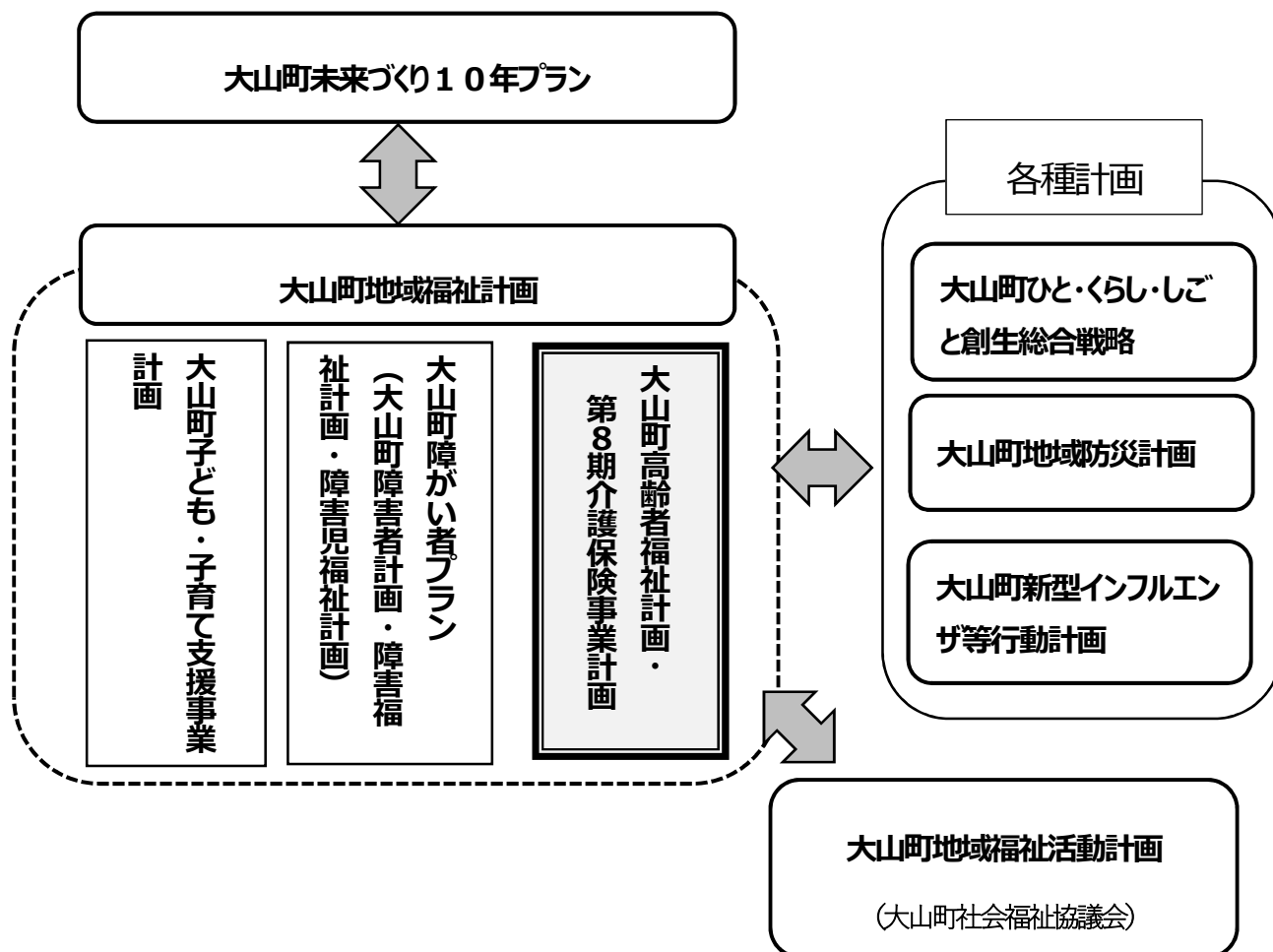
(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、介護保険サービスの提供の他、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

(3) 関連計画との位置づけ

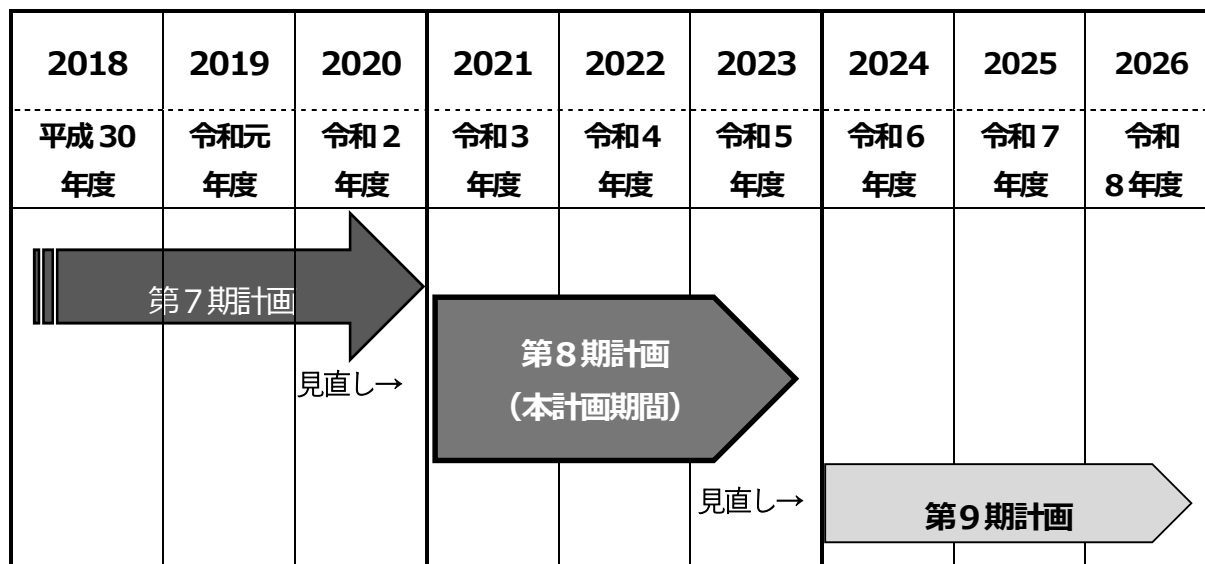
本計画は、大山町の長期基本計画である「大山町未来づくり10年プラン」、「大山町地域福祉計画」を上位計画とし、国及び県がそれぞれ策定した各種計画や各種関連計画との整合・連携を保ちながら策定します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

なお、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、大山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において、協議・検討を行いました。委員の構成については、町民代表、関係者代表、学識経験者、医師等からの幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を送ることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

本町では、第3期計画より町全体をひとつの生活圈にとらえ、日常生活圏域を1圏域として設定し、これにより日常生活圏域ごとに整備する地域密着型サービスは町全域をそのエリアとして利用することができるようになりました。第8期においても圏域ごとに介護サービスのアンバランスがないよう、引き続き日常生活圏域を全町で1圏域とし、地域福祉の充実を図ります。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口等の現状

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成30年の16,399人から令和2年には15,953人となっており、年々減少傾向にあります。

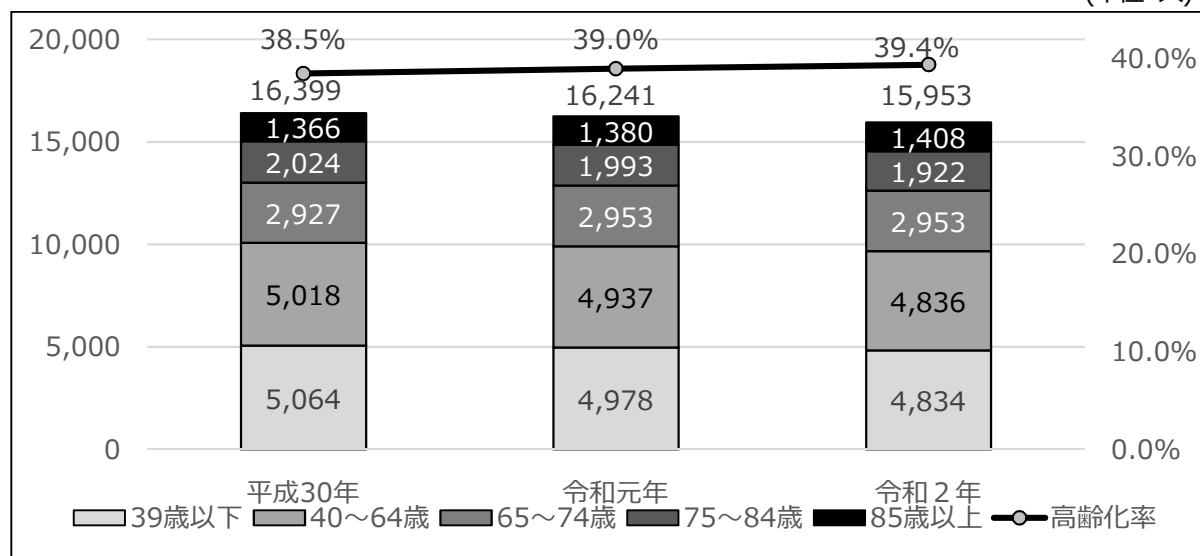
総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成30年の38.5%から、令和2年には39.4%と増加しています。特に85歳以上の人口が増加しており、超高齢化が進行しつつあります。

(単位 人、%)

区分	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	16,399	16,241	15,953
39歳以下	5,064	4,978	4,834
40～64歳 (第2号被保険者)	5,018	4,937	4,836
65歳以上 (第1号被保険者)	6,317	6,326	6,284
65歳～74歳	2,927	2,953	2,953
75歳～84歳	2,024	1,993	1,922
85歳以上	1,366	1,380	1,408
高齢化率	38.5%	39.0%	39.4%

資料 住民基本台帳(各年9月末)

(単位 人)



(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成30年から令和2年にかけて徐々に増加しており、特に要支援1の増加率が大きくなっています。

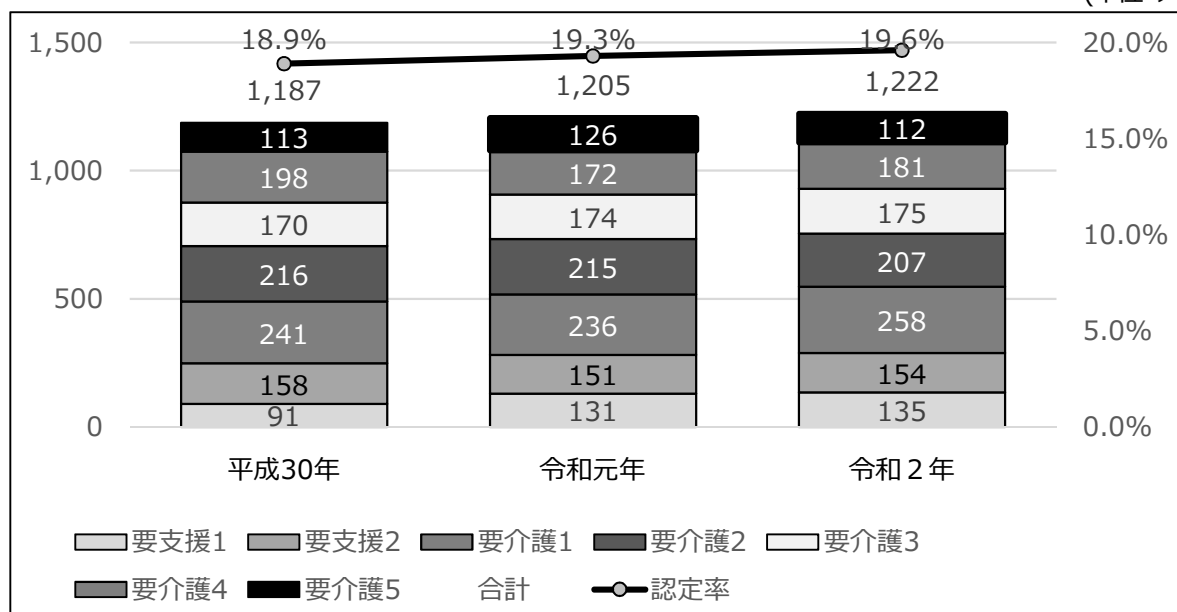
認定率についても、要介護（要支援）認定者数と同様に増加しており、令和2年は19.6%となっています。

(単位 人、%)

	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	91	131	135
要支援2	158	151	154
要介護1	241	236	258
要介護2	216	215	207
要介護3	170	174	175
要介護4	198	172	181
要介護5	113	126	112
合計	1,187	1,205	1,222
第1号被保険者数	6,272	6,252	6,227
認定率	18.9%	19.3%	19.6%

資料 介護保険事業状況報告年報(令和2年は令和2年9月月報)

(単位 人)



2. 介護保険サービスの現状

介護予防給付サービスでは、要支援認定者の増加に伴い、「訪問看護サービス」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」といった介護予防サービスが増加傾向にあります。

一方、介護給付サービスでは、居宅サービスが年々減少している一方で、施設サービスが増加傾向にあります。

(1) 介護予防給付サービス

(単位 給付費 千円、回数：回、日数：日、人数：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	1,596	1,822	1,398
	回数	23.3	33.5	21.4
	人数	5	5	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	1,360	2,084	3,884
	回数	40.5	60.5	109.9
	人数	5	7	13
介護予防居宅療養管理指導	給付費	558	359	320
	人数	7	4	3
介護予防通所リハビリテーション	給付費	29,722	32,510	32,962
	人数	74	81	83
介護予防短期入所生活介護	給付費	319	35	0
	日数	4.5	0.5	0.0
	人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	118	115	0
	日数	1.4	1.6	0.0
	人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	介護予防福祉用具貸与	給付費	2,216	2,421	3,327
		人数	44	48	53
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費	305	477	1,001
		人数	1	2	3
	介護予防住宅改修	給付費	962	1,434	3,126
		人数	2	3	3
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	3,700	3,319	4,130
		人数	5	4	5
(2) 地域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	2,804	3,201	1,508
		回数	27.3	31.2	14.5
		人数	4	5	3
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	3,233	2,682	2,018
		人数	4	4	3
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	1,814	0	0
		人数	1	0	0
	(3) 介護予防支援		給付費	5,764	6,236
		人数	108	116	121

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 介護給付サービス

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1) 居宅サービス				
	訪問介護	給付費	46,945	44,563
		回数	1,417.0	1,331.2
		人数	93	85
	訪問入浴介護	給付費	4,164	3,956
		回数	28	26
		人数	5	4
	訪問看護	給付費	14,043	14,024
		回数	200.7	186.8
		人数	36	35

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	訪問リハビリテーション	給付費	11,647	12,689
		回数	345.4	371.8
		人数	28	29
	居宅療養管理指導	給付費	2,466	2,847
		人数	36	38
	通所介護	給付費	205,939	195,424
		回数	2,270	2,182
		人数	182	173
	通所リハビリテーション	給付費	142,404	146,742
		回数	1,578.3	1,610.9
		人数	175	170
	短期入所生活介護	給付費	59,941	53,101
		日数	656.2	583.3
		人数	44	39
	短期入所療養介護（老健）	給付費	24,059	22,829
		日数	194.0	184.2
		人数	21	19
	短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0
		日数	0.0	0.0
		人数	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0
		日数	0.0	0.0
		人数	0	0
	福祉用具貸与	給付費	26,989	28,232
		人数	213	216
	特定福祉用具購入費	給付費	965	1,006
		人数	4	4
	住宅改修費	給付費	1,973	1,960
		人数	3	3
	特定施設入居者生活介護	給付費	31,379	30,354
		人数	15	15

(2) 地域密着型サービス		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	7,176	7,188	3,959
	人数	3	3	2
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	41,380	44,252	47,418
	回数	451.2	474.3	527.9
	人数	40	41	45
認知症対応型通所介護	給付費	26,563	20,482	16,790
	回数	225.1	171.9	136.0
	人数	18	13	10
小規模多機能型居宅介護	給付費	66,563	57,267	54,403
	人数	32	29	26
認知症対応型共同生活介護	給付費	107,217	108,220	108,512
	人数	37	37	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	49,990	48,227	38,162
	人数	16	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費	348,225	366,909	381,707
	人数	110	114	115
介護老人保健施設	給付費	602,856	592,414	582,341
	人数	185	181	176
介護医療院	給付費	4,796	19,053	36,170
	人数	2	4	9
介護療養型医療施設	給付費	1,513	972	4,069
	人数	0	0	1
(4) 居宅介護支援				
	給付費	76,532	74,225	76,534
	人数	452	440	444

3. アンケート調査から見た現状

要介護状態になる前の高齢者について、地域の抱える課題を特定することを目的とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

I 調査の概要

1 調査対象

町内にお住まいで要介護認定(要介護1～5)を受けていない65歳以上の方を対象として、無作為抽出した1,000人の方

2 調査方法

郵送配布・郵送回収

3 調査期間

令和元年12月

4 回収状況

回収	733人
回収率	73.3%

5 回答者の年齢構成

	男性	女性	全体
65～69歳	104	93	197
70～74歳	108	92	200
75～79歳	57	67	124
80～84歳	40	73	113
85～89歳	31	40	71
90～94歳	9	17	26
95～99歳	2	0	2
100歳以上	0	0	0
合計	351	382	733

II 調査の結果

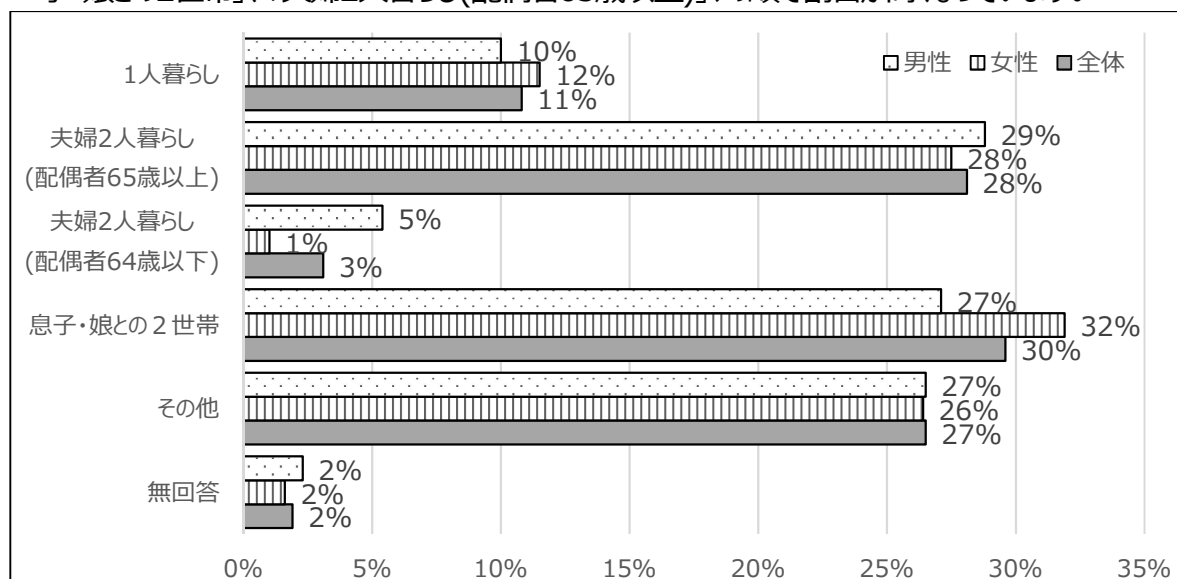
1 家族や生活状況

(1) 家族構成

■設問1 (1) 家族構成を教えてください。

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」28%、「息子・娘との2世帯」30%、「その他」27%が上位を占めています。

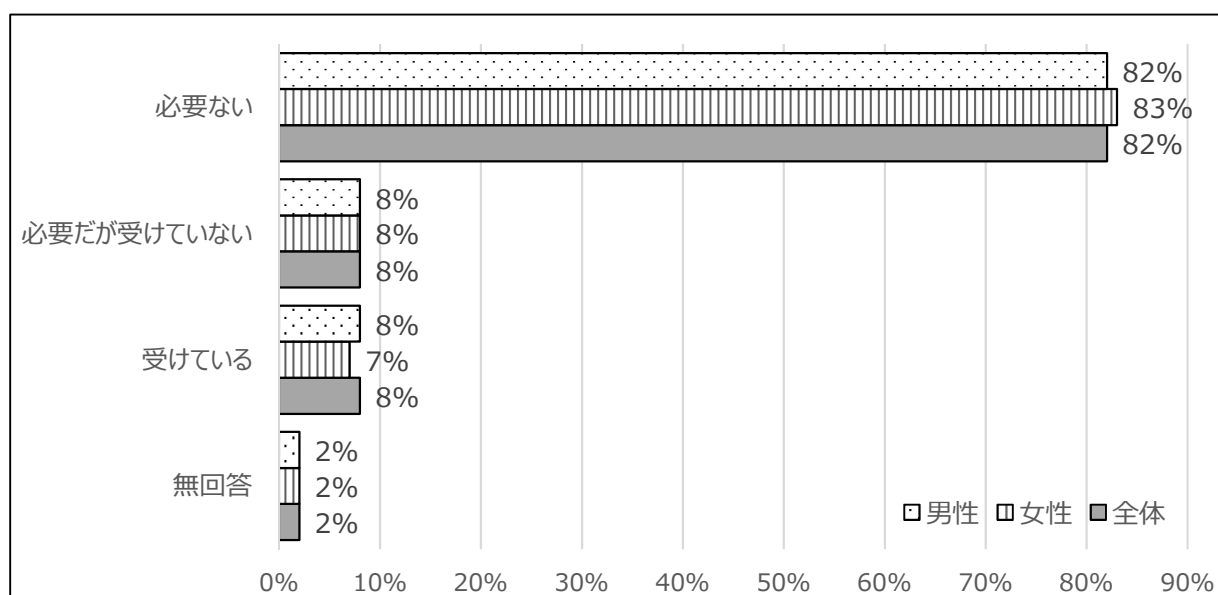
男女で比較すると、男性は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」、「その他」の順で、女性は、「息子・娘との2世帯」、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の順で割合が高くなっています。



(2) 介護・介助の必要性

■設問1 (2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか？

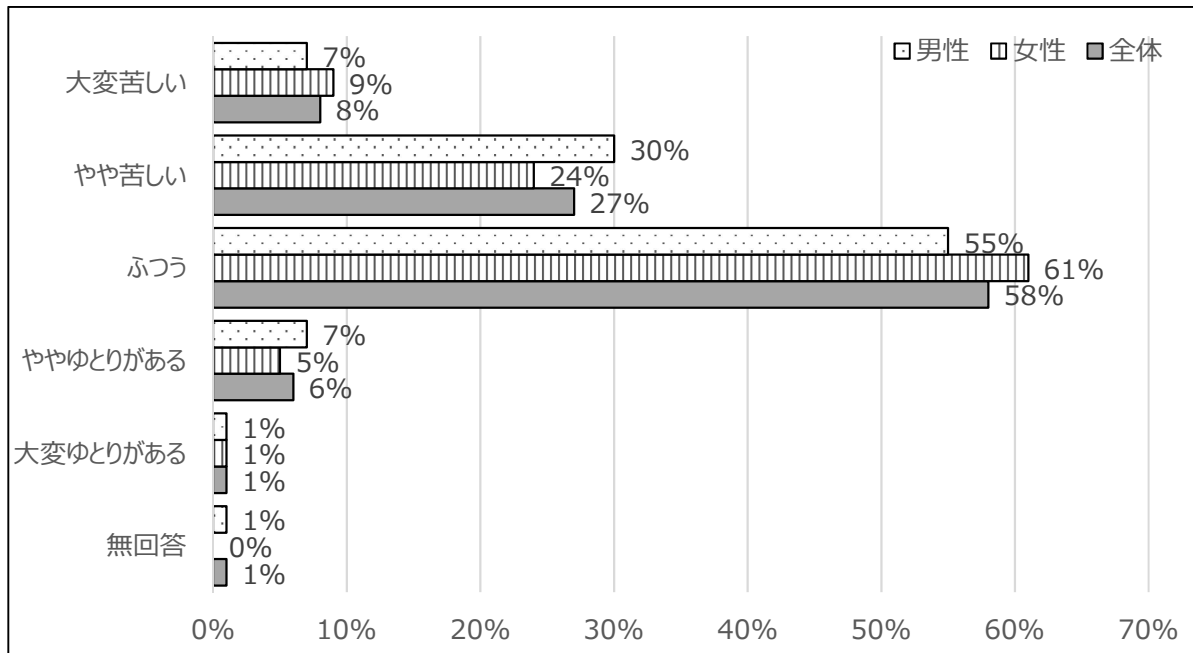
介護・介助の必要性については、「介護・介助が必要ない」が全体の82%を占めており、前回調査と比べ5%の増となっています。「何らかの介護・介助は必要だが、受けていない」が8%、「現在何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合を含む)」が8%となっています。



(3) 暮らし向き

■設問 1 (3) 現在の暮らしの状況を経済的にどう感じていますか？

暮らし向きについては、「大変苦しい」8%、「やや苦しい」27%をあわせると、全体で35%の方が「苦しい」と回答しました。

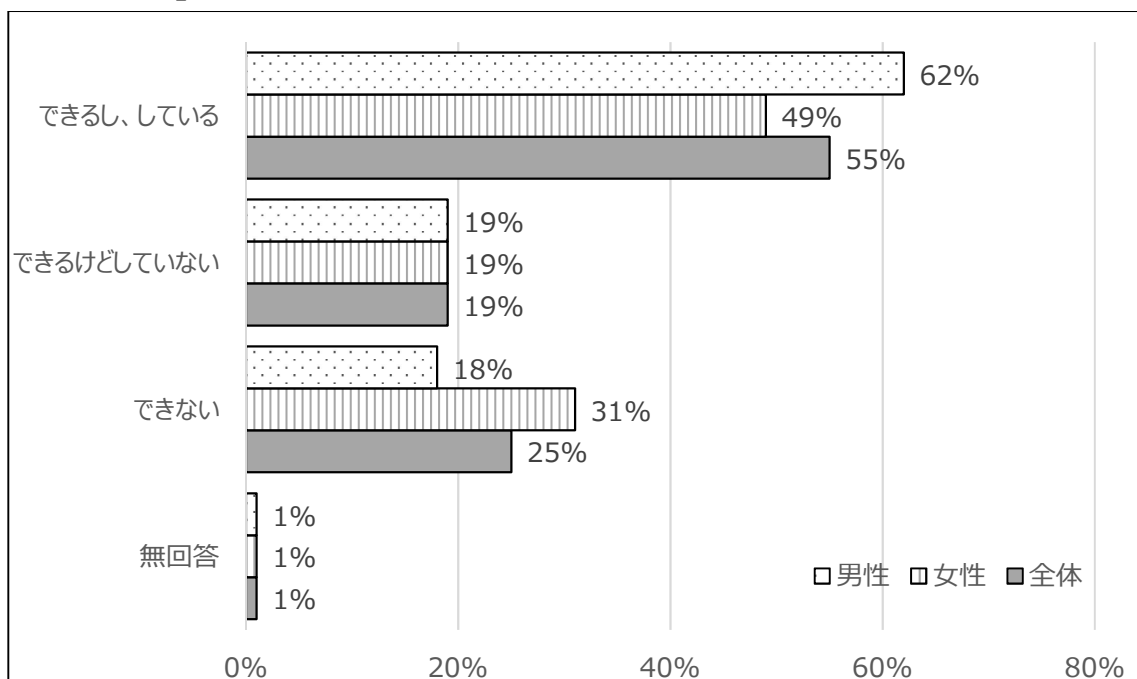


2. からだを動かすことについて

(1) 運動の状況

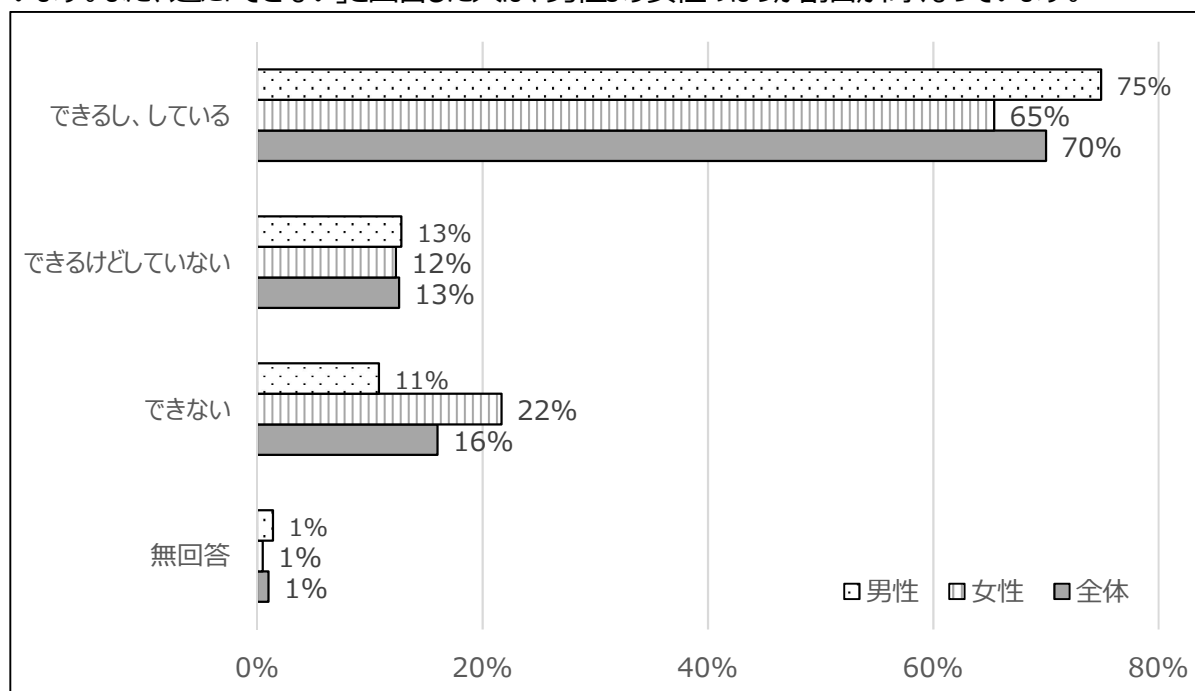
■設問 2 (1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか？

階段の昇りについては、全体で「できるし、している」と回答した人が55%を占めています。男女で比較すると、「できるし、している」と回答した人は、女性より男性のほうの割合が高くなっています。また、逆に「できない」と回答した人は、男性より女性のほうの割合が高くなっています。



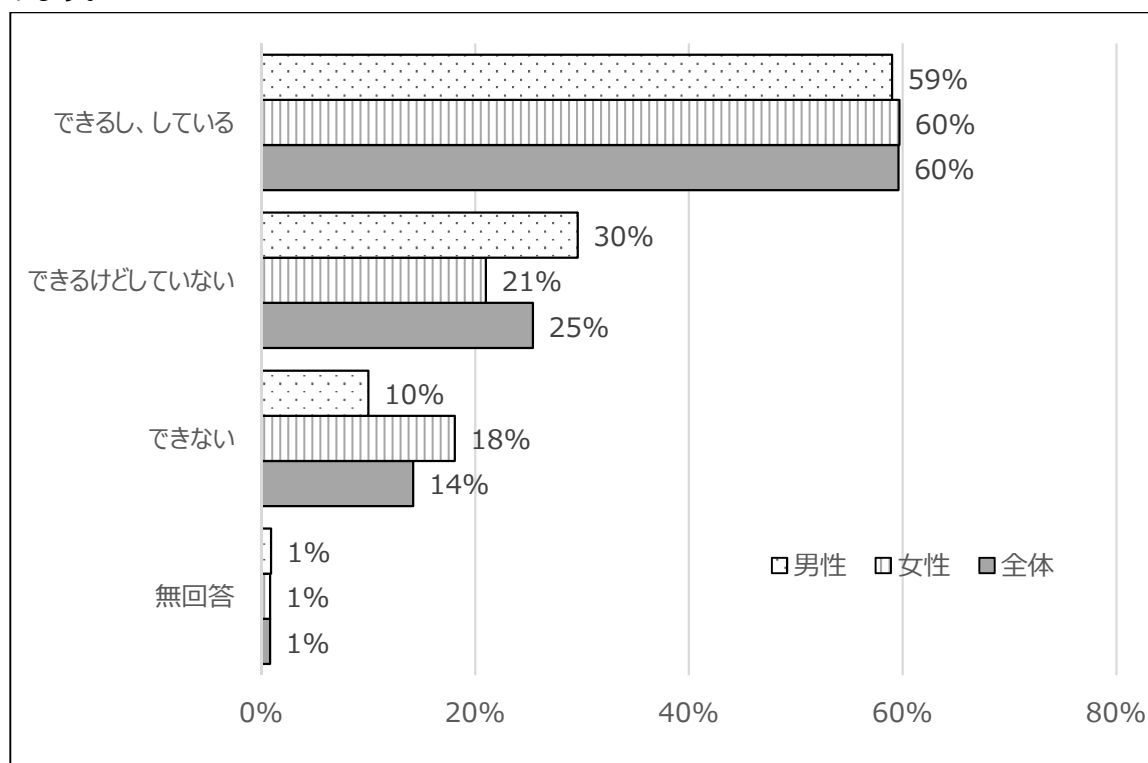
■設問２（２） 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？

椅子からの立ち上がりについては、全体で「できるし、している」と回答した人が7割以上を占めています。男女で比較すると、「できるし、している」と回答した人は、女性より男性のほうが割合が高くなっています。また、逆に「できない」と回答した人は、男性より女性のほうが割合が高くなっています。



■設問２（３） 15分位続けて歩いていますか？

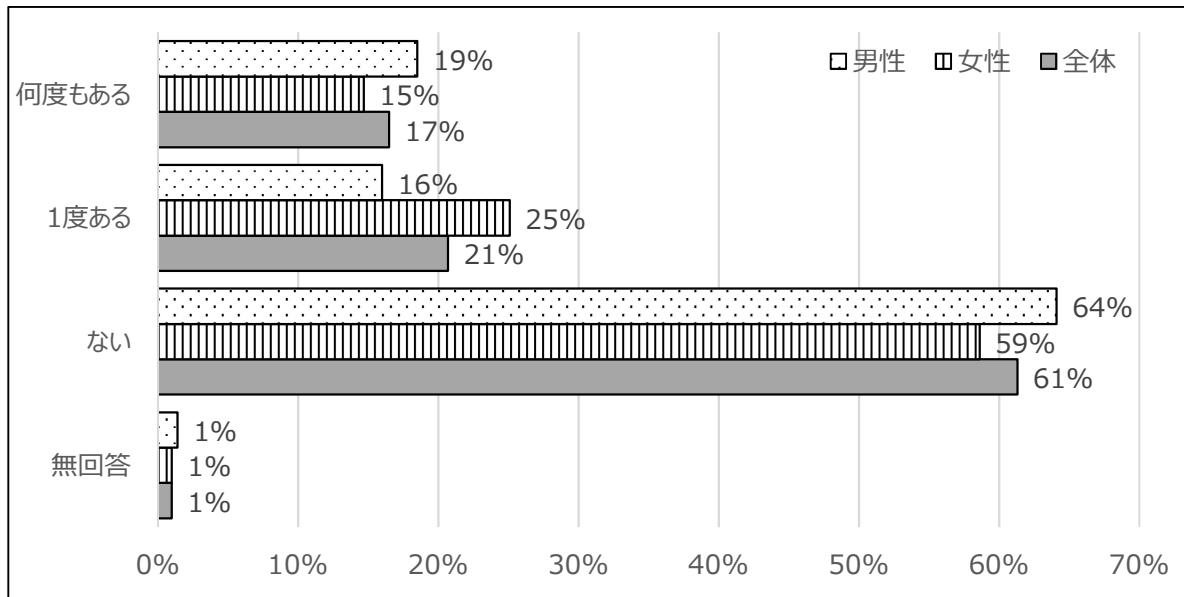
15分間歩行については、全体で「できるし、している」と回答した人が60%を占めています。また、逆に「できるけどしていない」「できない」と回答した人は、男性より女性のほうが割合が高くなっています。



(2) 転倒の状況

■設問2(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか？

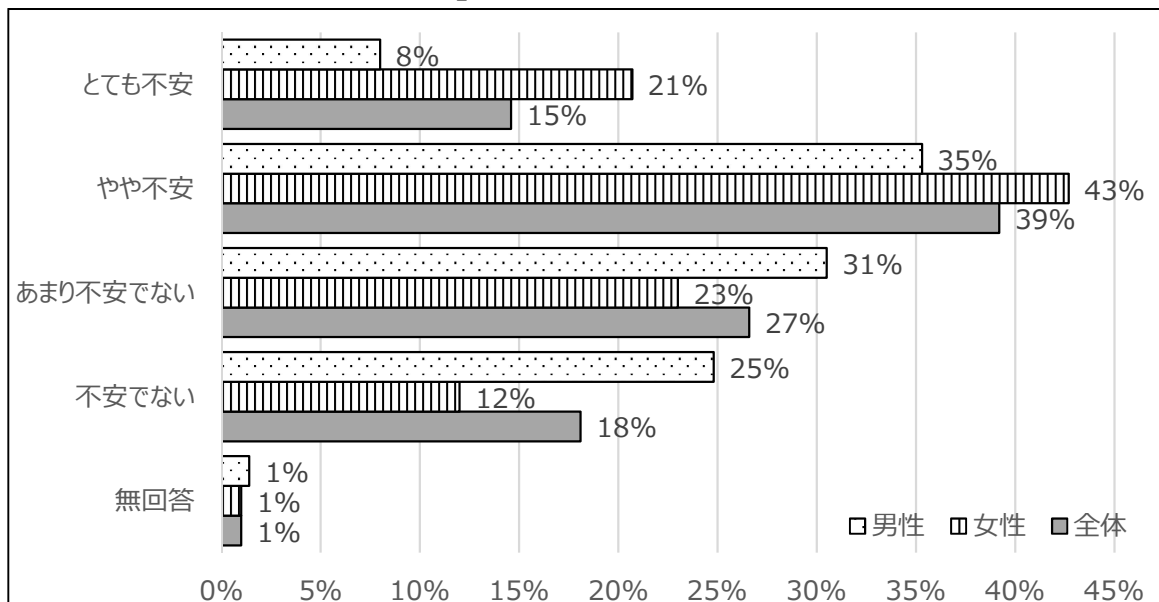
転倒の経験については、全体で「ない」と回答した人が61%でした。男性の方が「ない」と回答した率が女性より高いですが、「何度もある」と回答した率も女性より高く19%でした。



■設問2(5) 転倒に対する不安は大きいですか？

転倒の不安については、「とても不安」15%、「やや不安」39%を合わせると54%が「不安」と回答しました。

男女で比較すると、「とても不安」と回答した男性8%に対し、女性は21%と高くなっています。

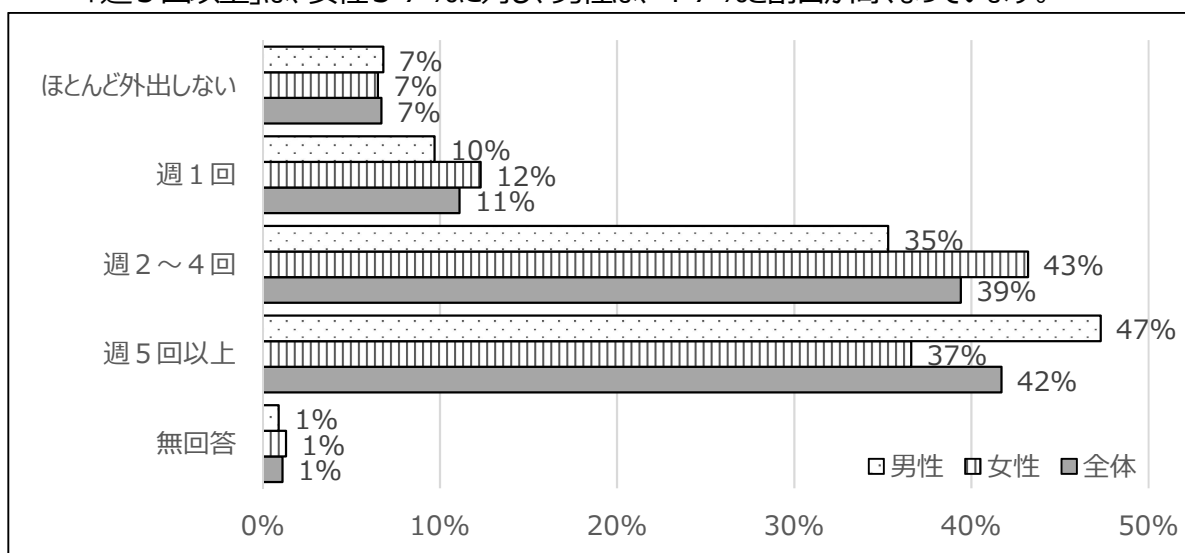


(3) 外出の状況

■設問2(6) 週に一回以上は外出していますか？

外出(頻度)については、全体で「ほとんど外出しない」は7%で、週1回以上(「週1回」、「週2～4回」、「週5回以上」)外出している人は、92%となっています。

「週5回以上」は、女性37%に対し、男性は、47%と割合が高くなっています。

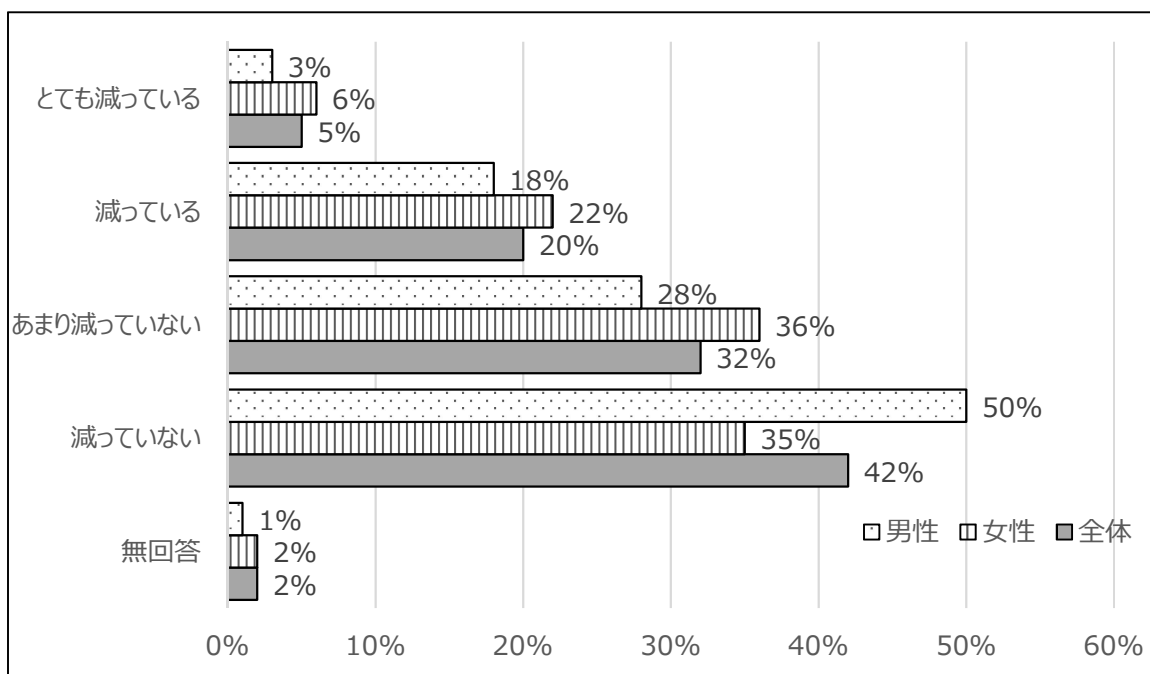


(3) 外出の状況

■設問2 (7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか？

外出については、全体で「とても減っている」と「減っている」を合わせると、25%の人が「昨年より減っている」と回答しました。

男女で比較すると、「昨年より減っている」男性21% (3% + 18%) に対し、女性は28% (6% + 22%) と割合が高くなっています。

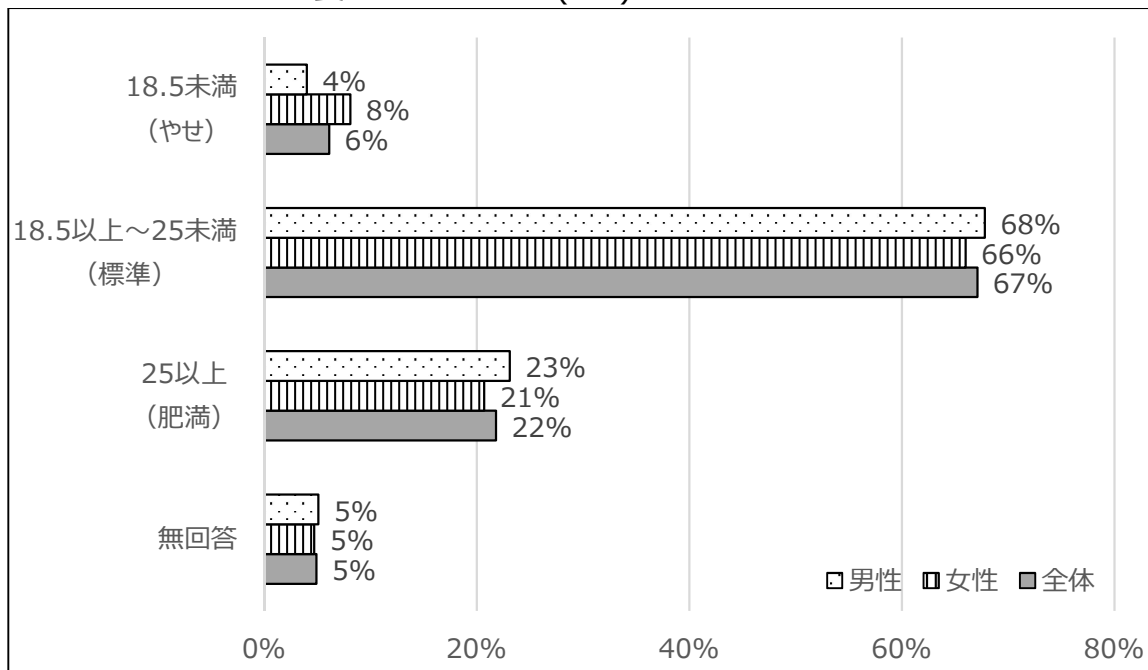


3. 食べることにについて

(1) 身長・体重

■設問3 (1) 身長・体重

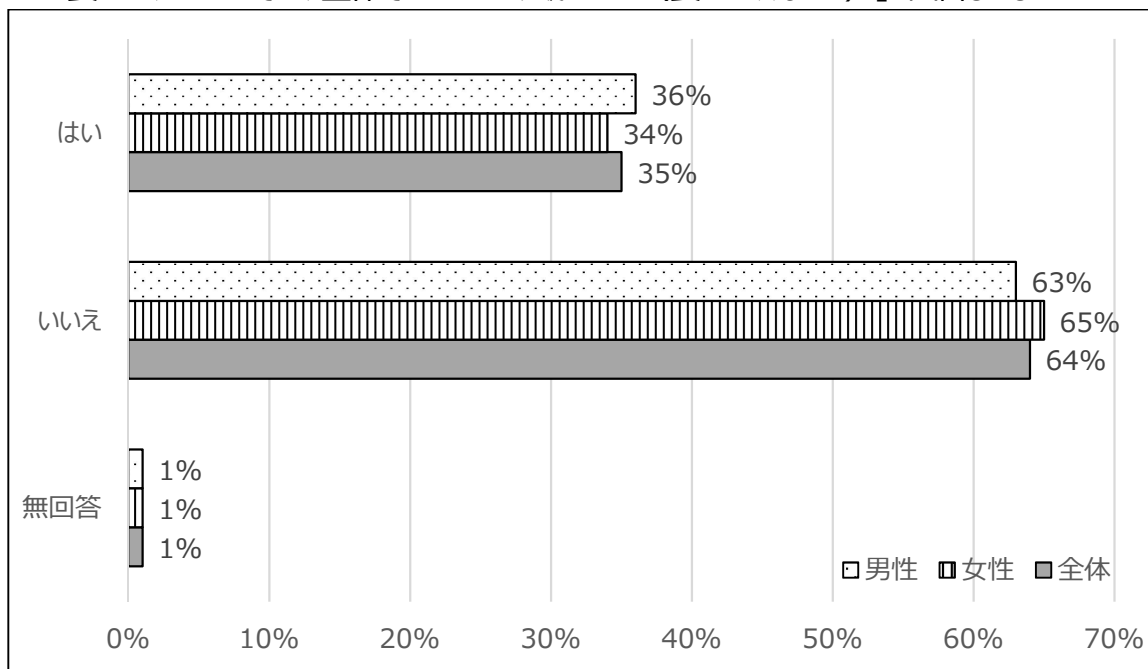
身長と体重から算出したBMIをみると、全体では、67%の人が標準ですが、22%の人が肥満となっています。また、低栄養の可能性のある人(やせ)は6%となっています。



(2) 口腔

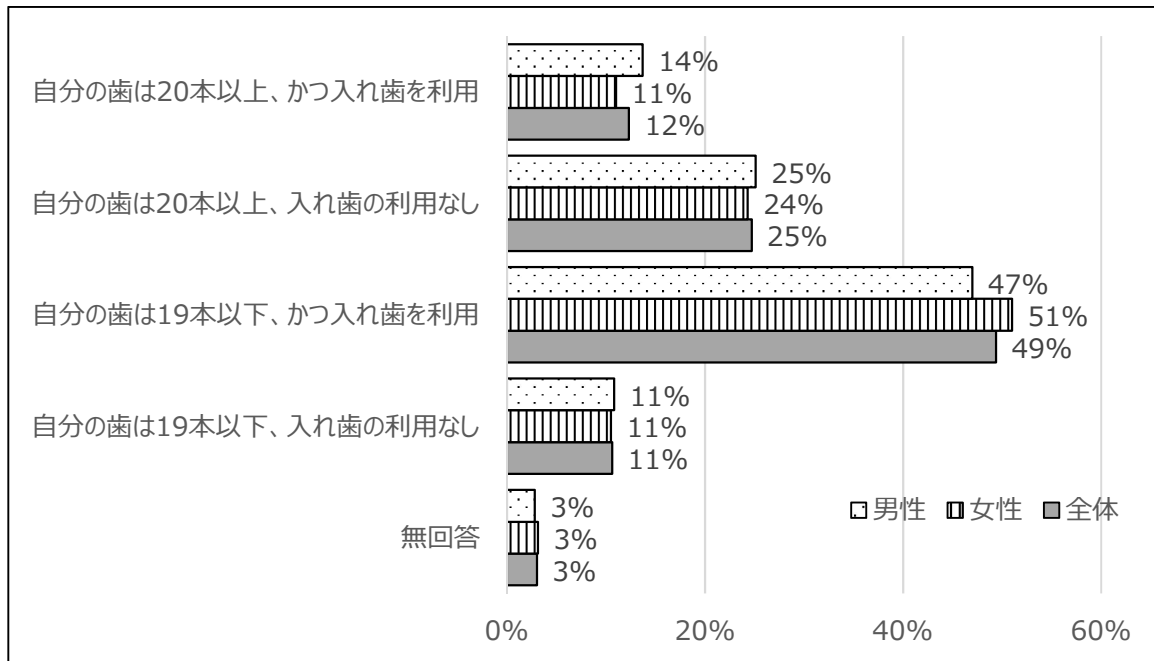
■設問3 (2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？

食べにくさについては、全体で35%の人が「はい（食べにくくなった）」と回答しました。



■設問3（3） 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください（成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）

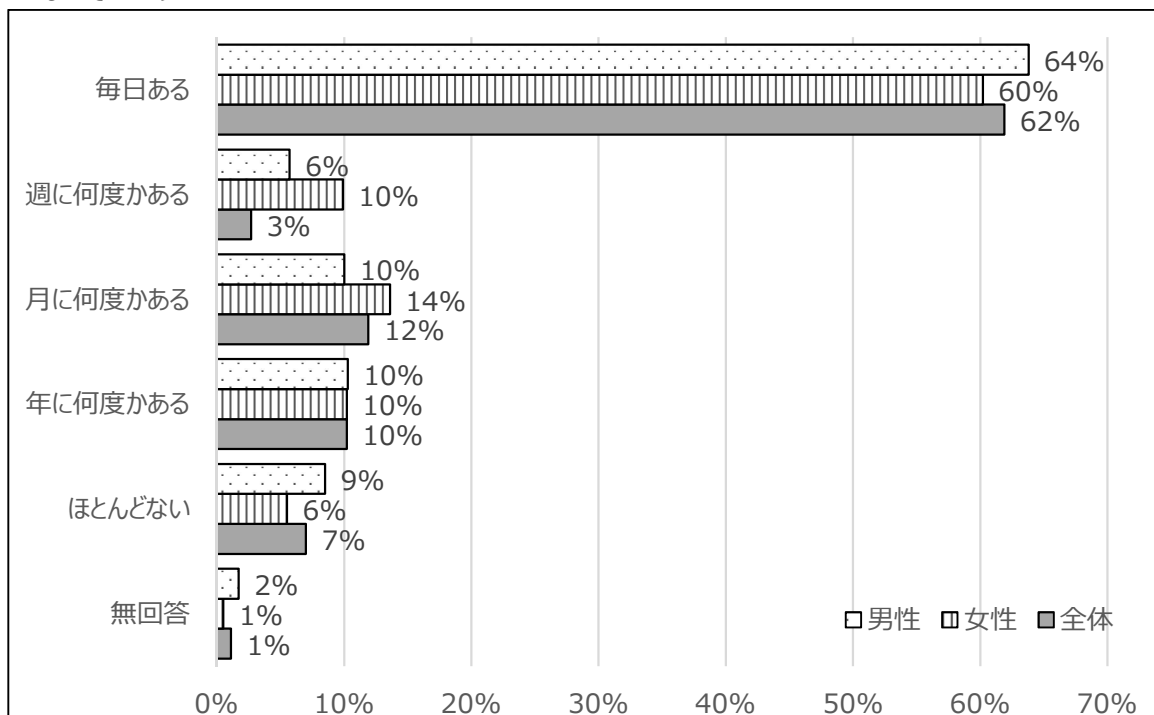
歯の数と入れ歯の利用状況については、全体で「入れ歯の利用者」は61%（49%+12%）で、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が49%と約半数を占めています。



（3）食事の機会

■設問3（4） どなたかと食事をとる機会がありますか？

食事の機会については、「ほとんどない」と回答した人は、全体で7%となっています。また、女性6%に対し、男性9%と男性の方の割合が高くなっています。「毎日ある」と回答した人は、全体で62%となっています。

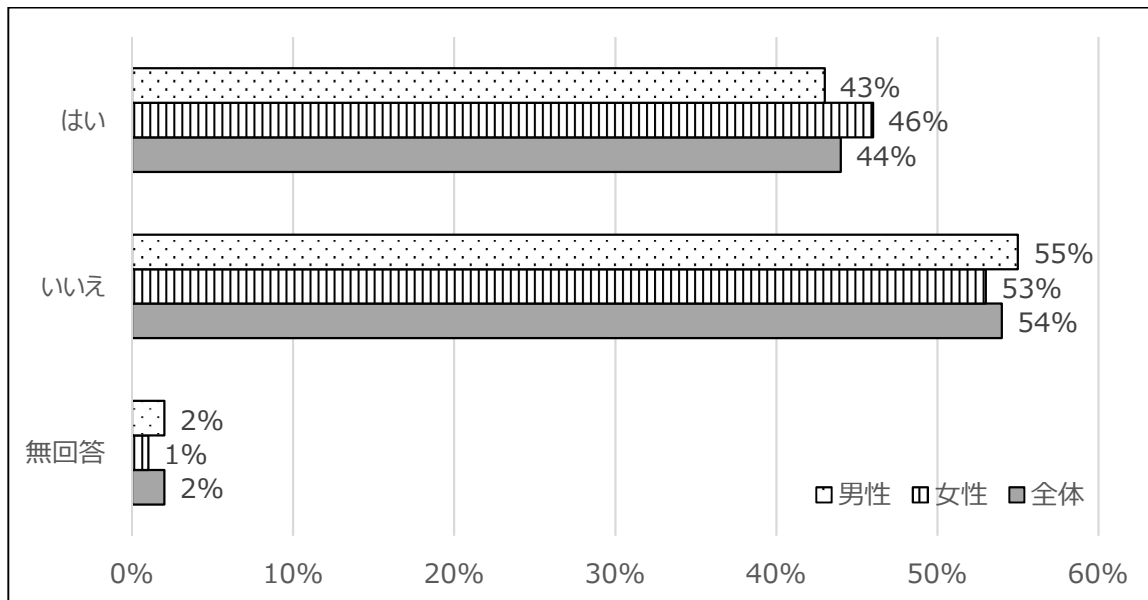


4. 毎日の生活について

(1) 物忘れ

■設問4 (1) 物忘れが多いと感じますか？

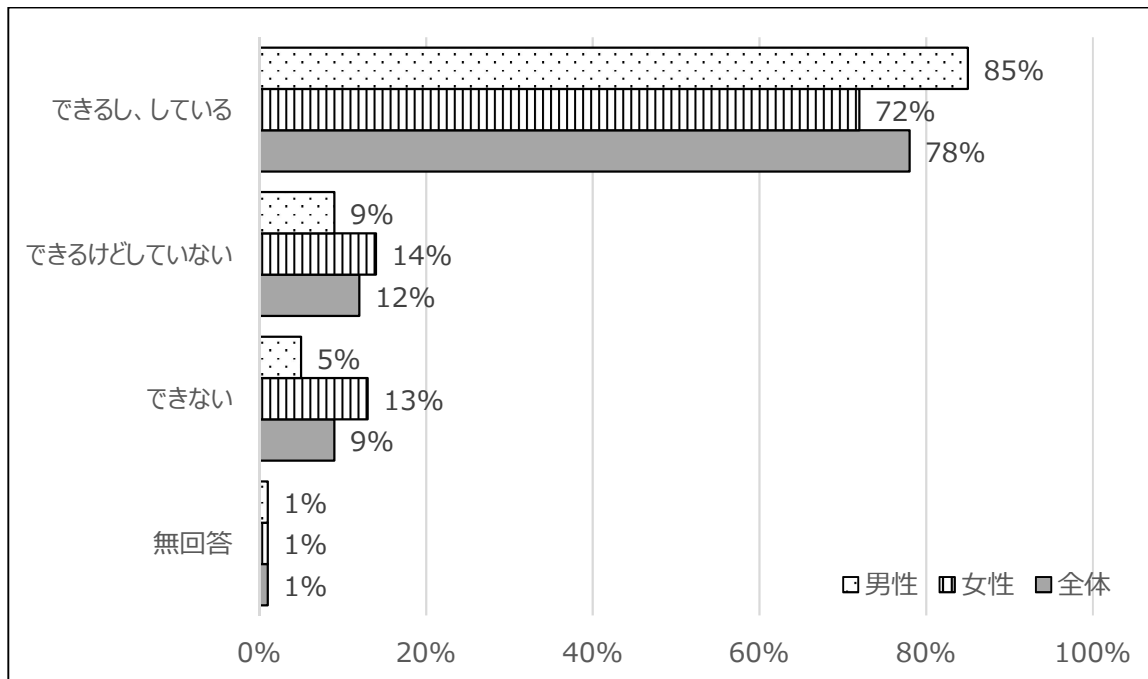
物忘れについては、全体で「はい」と回答した人が44%、「いいえ」と回答した人は54%となっています。男女で比較すると「はい」と回答した人は、男性43%に対し、女性は46%と、女性のほうが少し高くなっています。



(2) IADL (手段的日常生活動作) の自立度

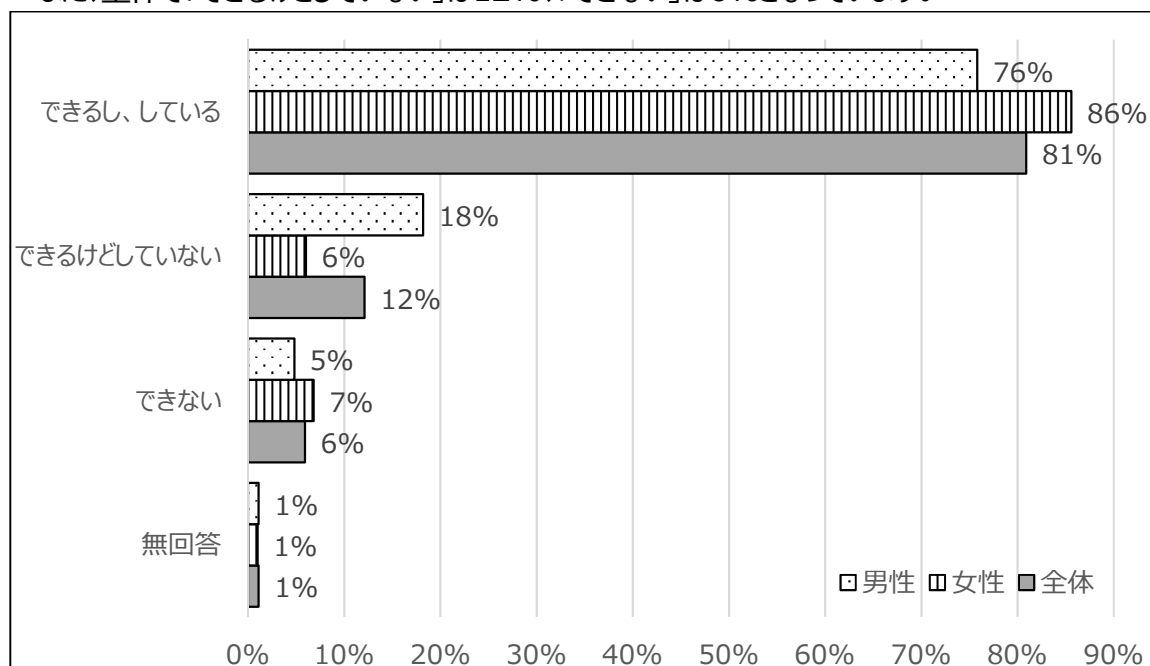
■設問4 (2) バスや電車を使って1人で外出していますか？ (自家用車でも可)

バスや電車利用については、全体で78%の人が、「できるし、している」と回答しました。また、全体で「できるけどしていない」は12%、「できない」は9%となっています。



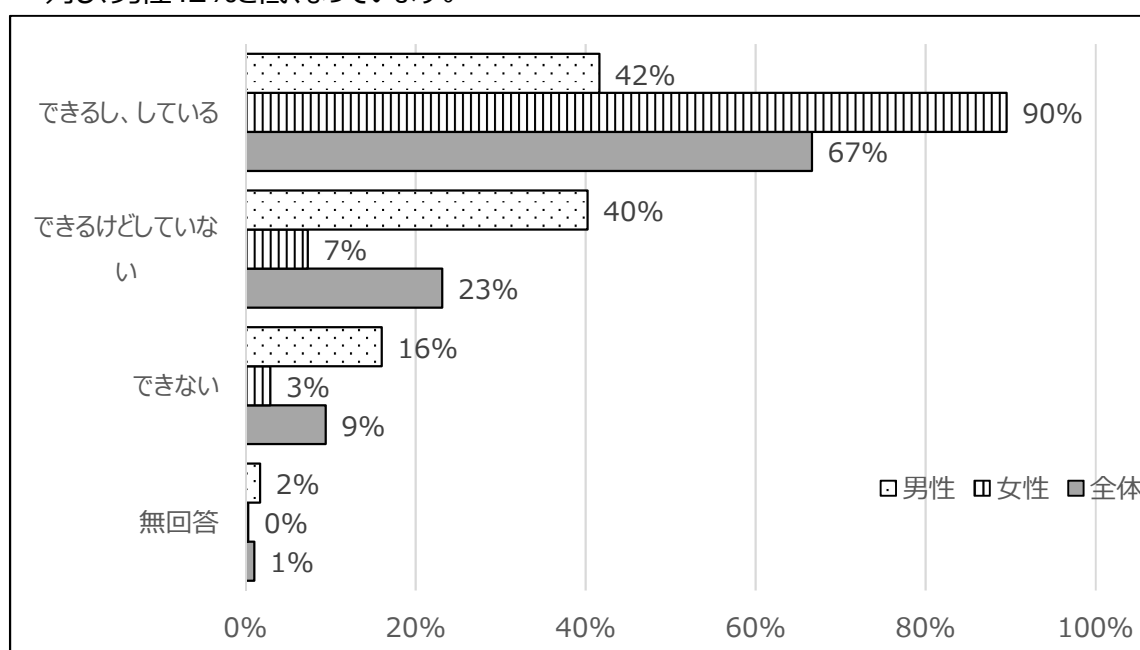
■設問4（3） 自分で食品・日用品の買物をしていますか？

食品、日用品の買い物については、全体で81%の人が、「できるし、している」と回答しました。
また、全体で「できるけどしていない」は12%、「できない」は6%となっています。



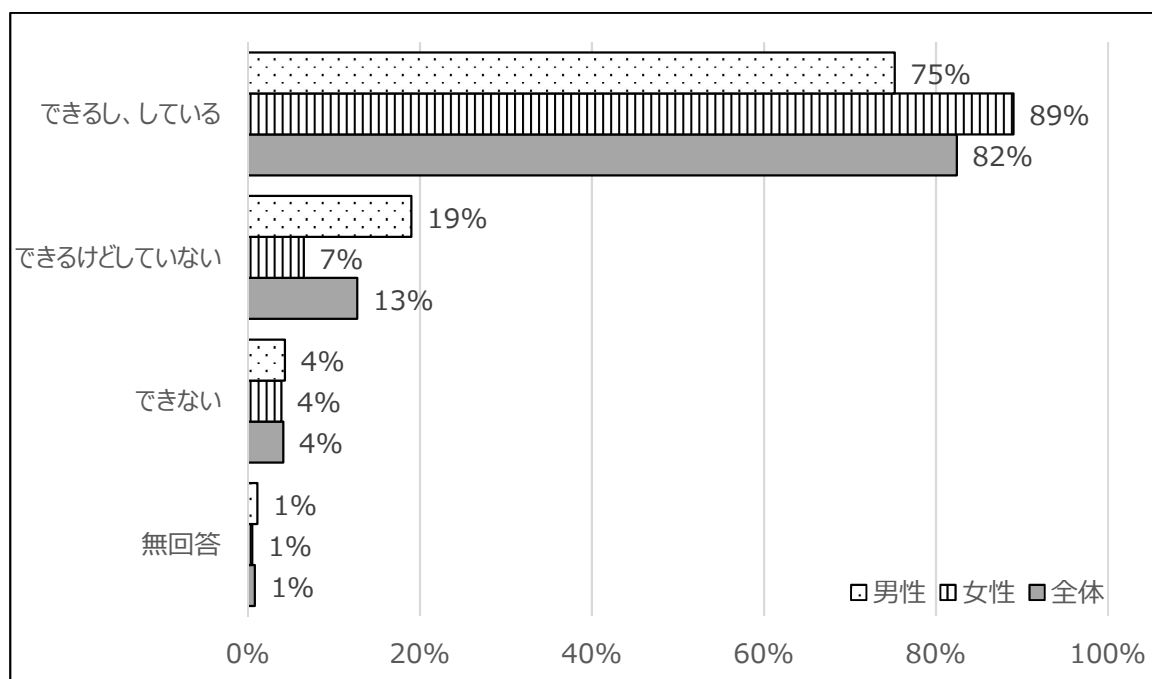
■設問4（4） 自分で食事の用意をしていますか？

食事の用意については、全体で67%の人が、「できるし、している」と回答しましたが、女性90%に対し、男性42%と低くなっています。



■設問4（5） 自分で請求書の支払いをしていますか？

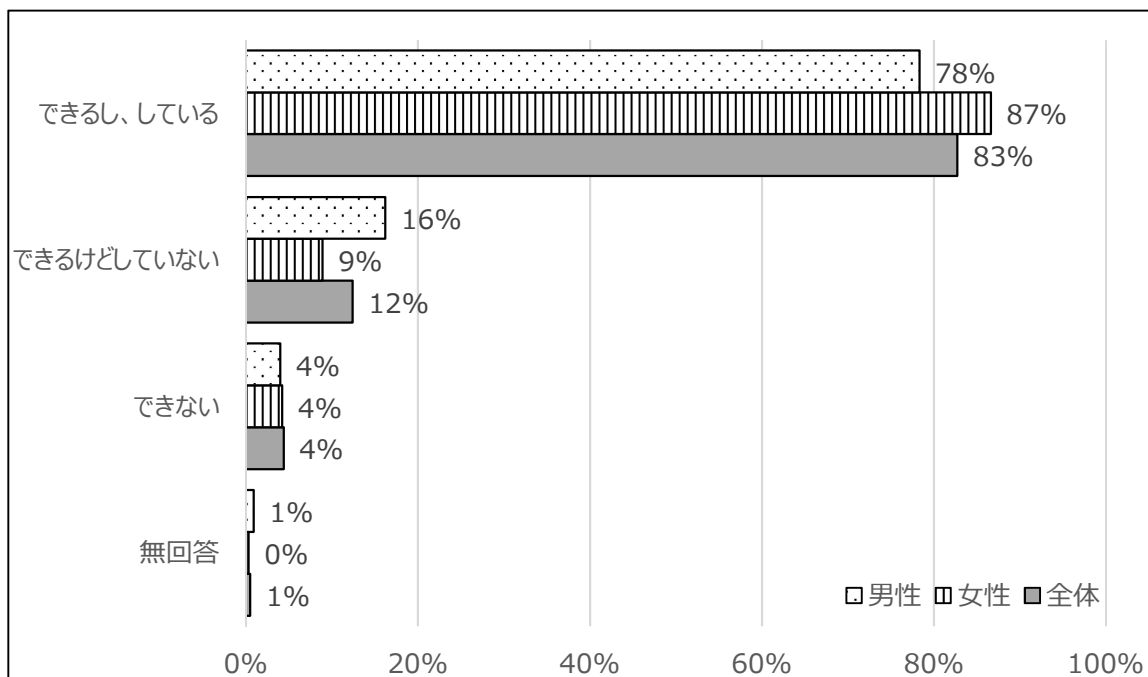
請求書の支払いについては、全体で82%の人が、「できるし、している」と回答しました。
また、全体で「できるけどしていない」は13%、「できない」は4%となっています。



■設問4（6） 自分で預貯金の出し入れをしていますか？

預貯金の出し入れについては、全体で83%の人が、「できるし、している」と回答しました。

また、全体で「できるけどしていない」は12%、「できない」は4%となっています。



5. 地域での活動について

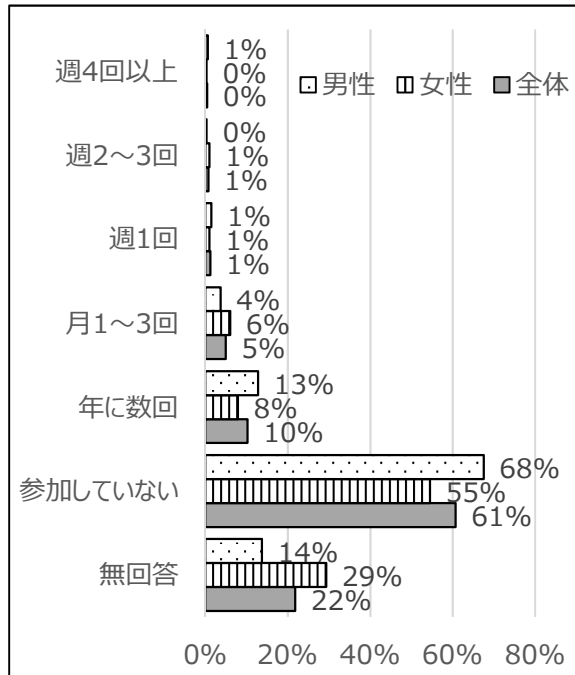
（1）地域での活動について

■設問5（1） 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか※① - ⑧

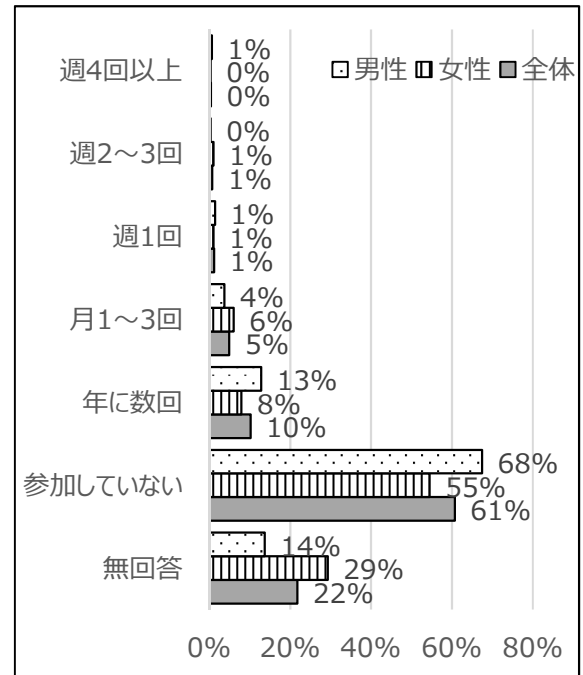
それぞれに回答してください

各項目 6 割から7割の人が「参加していない」と回答しましたが、収入のある仕事については、週1回以上働いている人の割合が25%となっています。

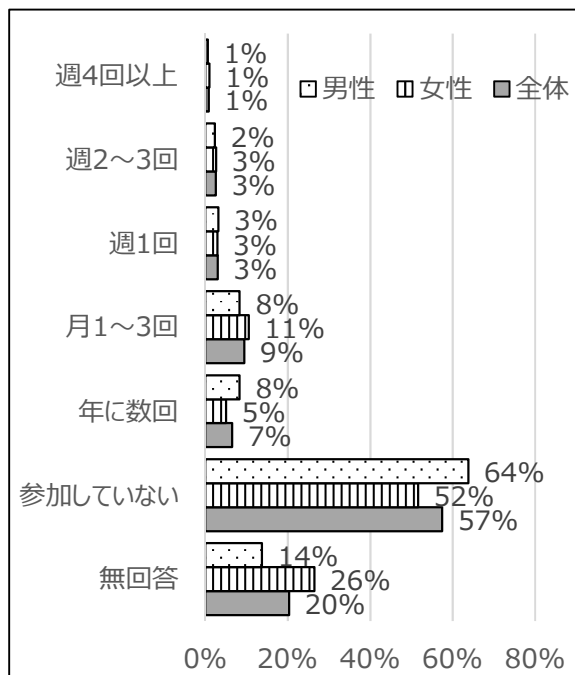
①ボランティアのグループ



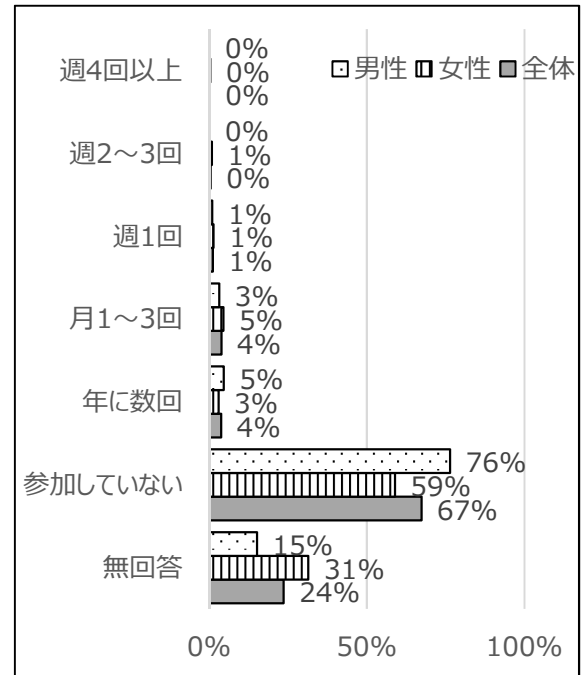
②スポーツ関係のグループやクラブ



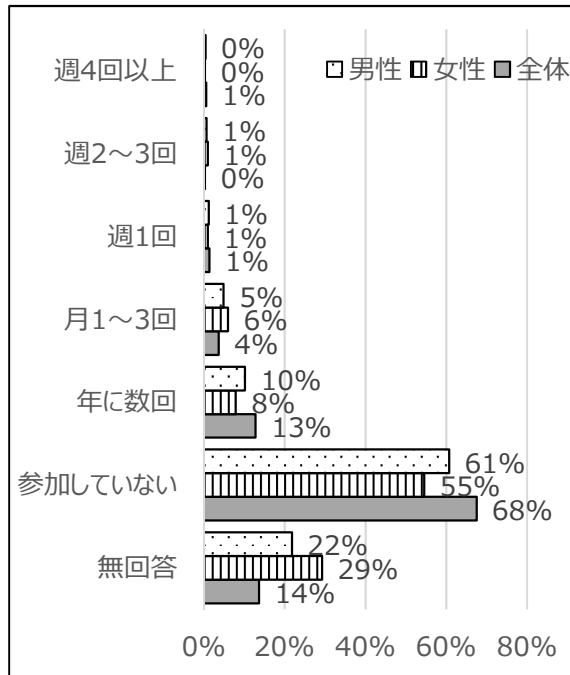
③趣味関係のグループ



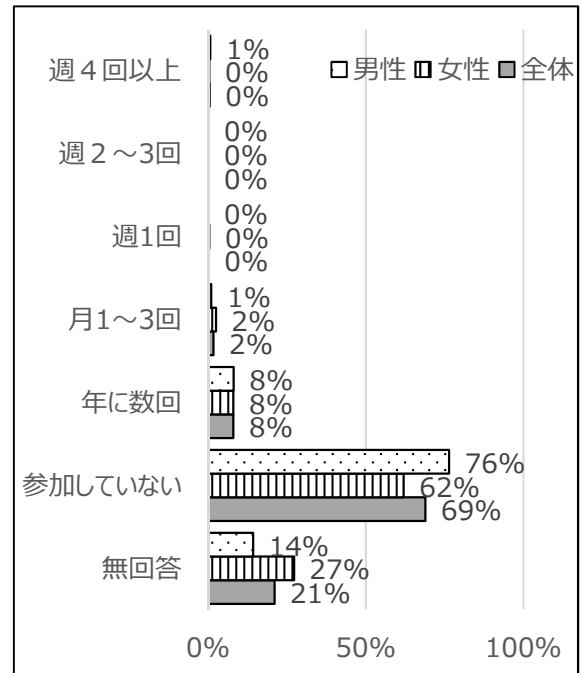
④学習・教育サークル



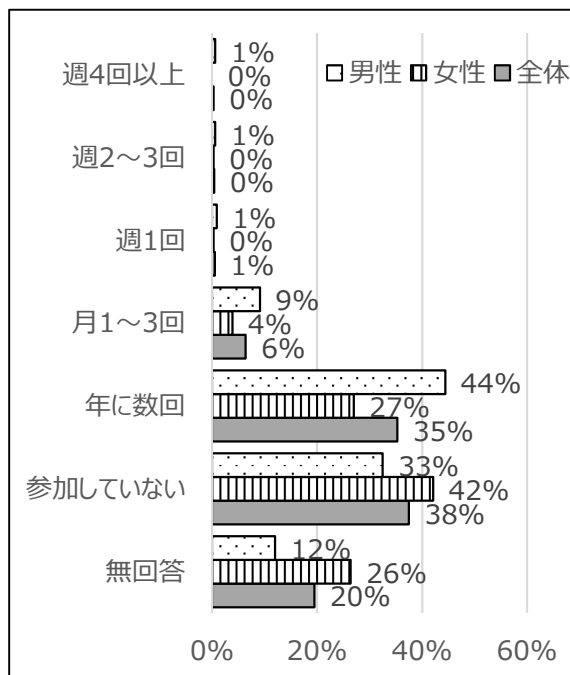
⑤介護予防のための通いの場



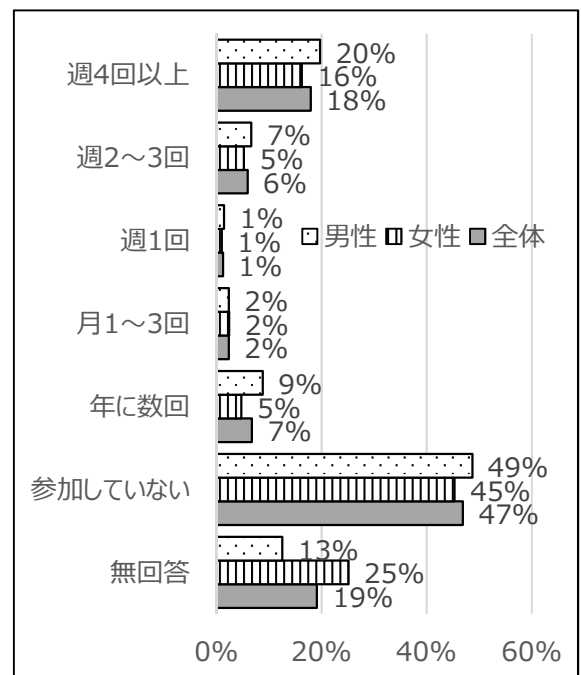
⑥老人クラブ



⑦町内会・自治会



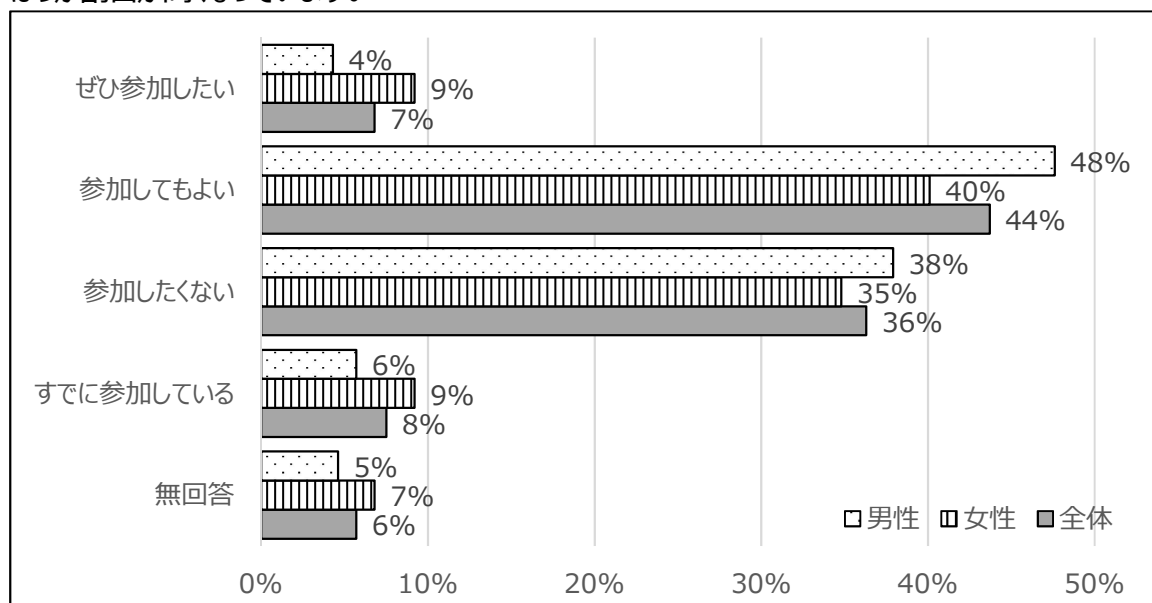
⑧収入のある仕事



■設問5（2） 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか？

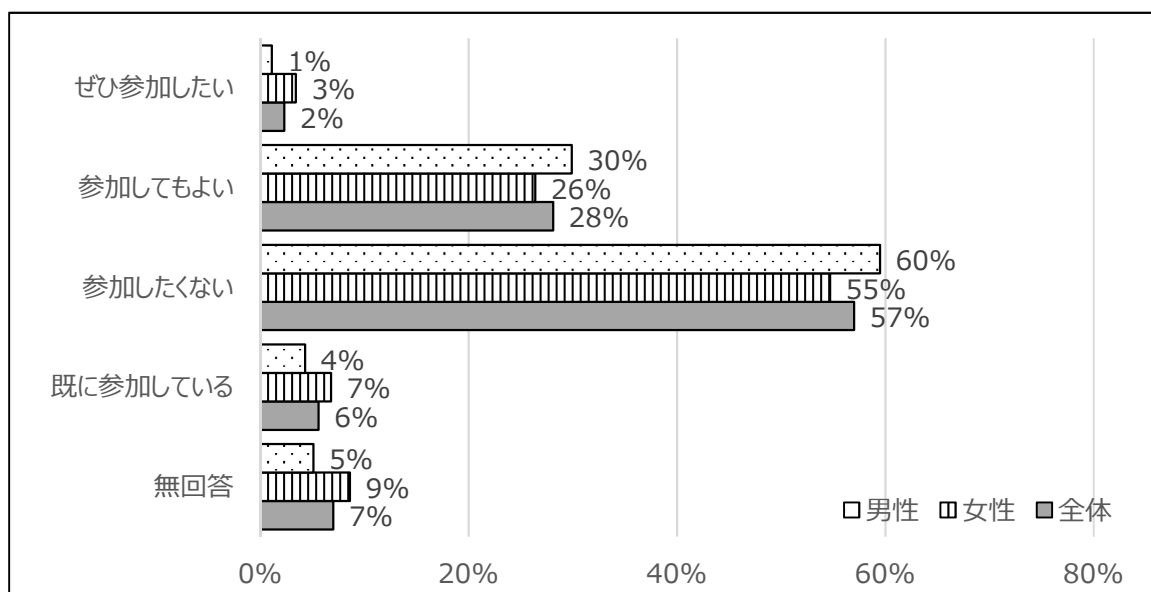
参加者として参加について、全体で、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると51%(7%+44%)の人が「参加したい」と回答しました。

男女で比較すると、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」が女性49%に対し、男性52%、と男性のほうが割合が高くなっています。



■設問5（3） 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか？

企画・運営(お世話役)として参加について、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると30%(2%+28%)で、設問5(2)の「参加者としての参加」と比較しても低くなっています。男女で比較すると、「参加してもよい」女性26%に対し、男性30%と男性の方が割合が高くなっています。

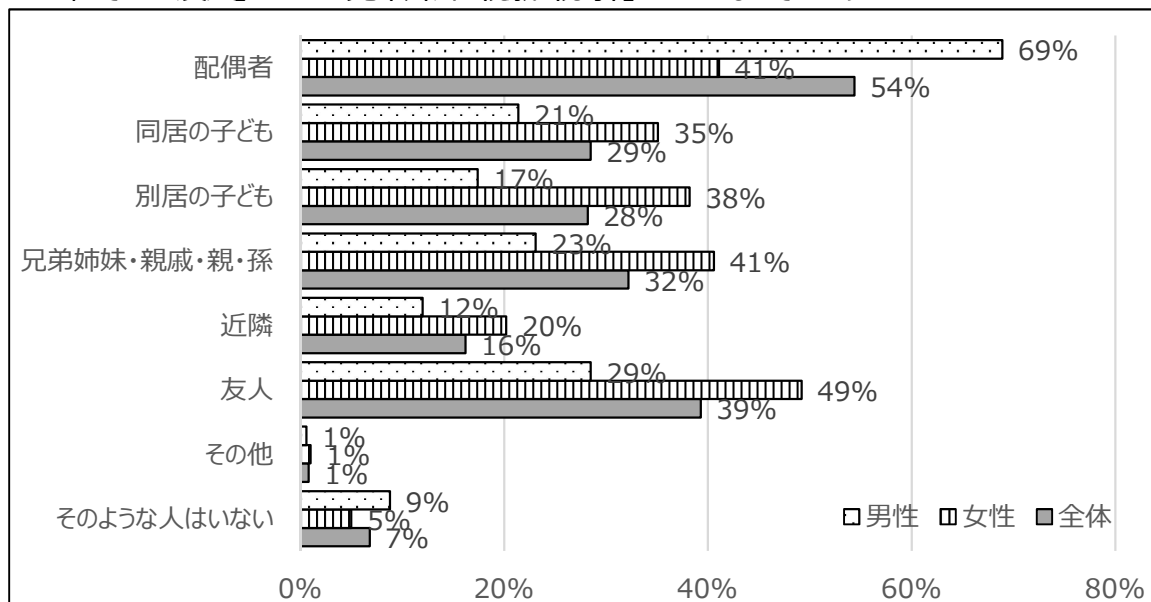


6. たすけあいについて

(1) 相談

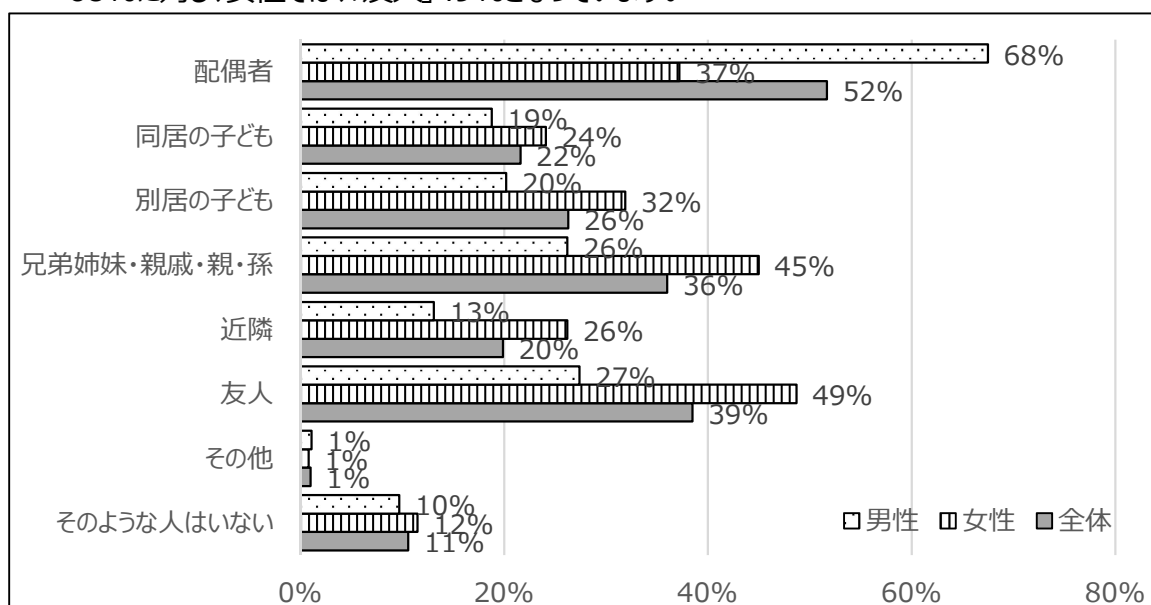
■設問6（1） あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人はいますか？（いくつでも）

愚痴を聞いてくれる人について、全体では、「配偶者」54%、「友人」39%、「同居の子ども」29%が上位を占めています。男女で比較すると、割合が一番高いのは、男性が「配偶者」69%に対し、女性では、「友人」49%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」41%となっています。



■設問6（2） 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人はいますか？（いくつでも）

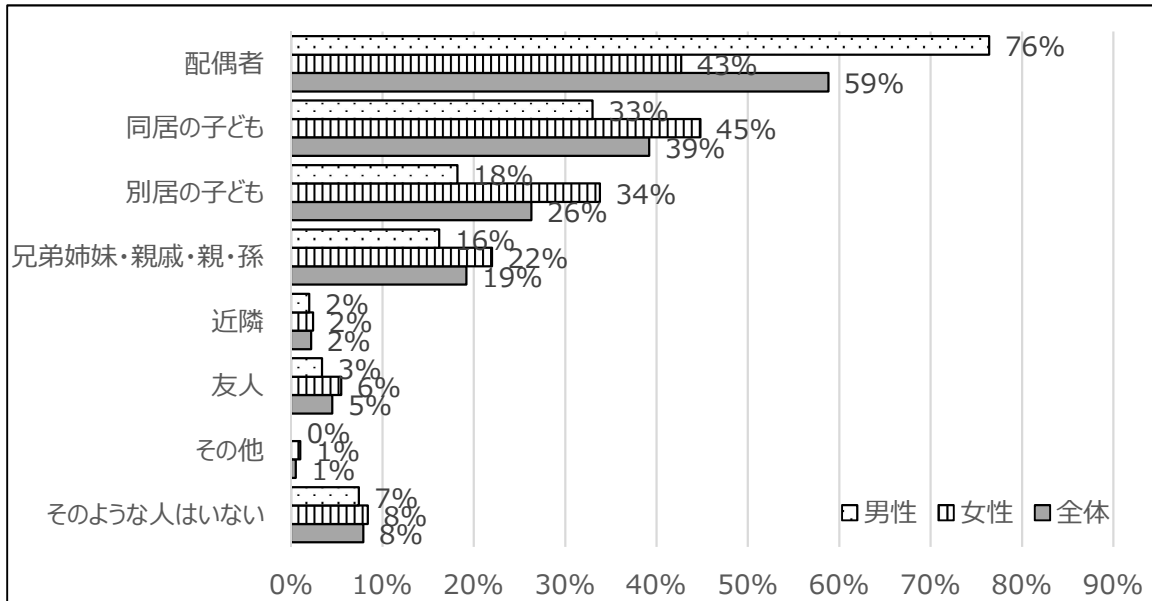
愚痴を聞いてあげる人について、全体では、「配偶者」52%、「友人」39%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」36%が上位を占めています。男女で比較すると、割合が一番高いのは、男性が「配偶者」68%に対し、女性では、「友人」49%となっています。



(2) 看病・世話

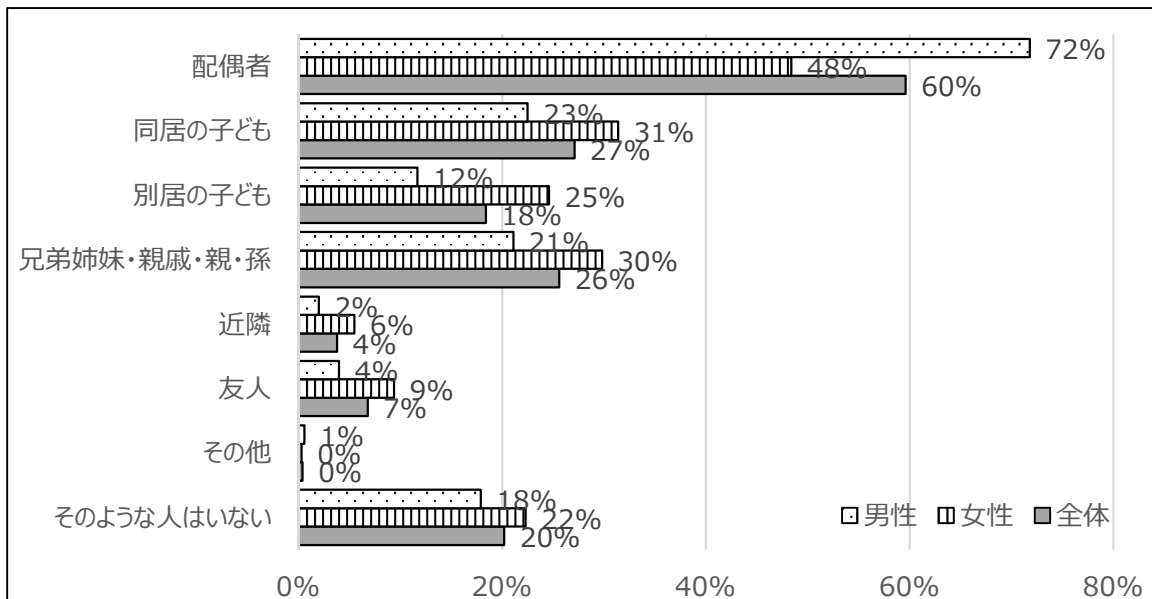
■設問6 (3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいますか？ (いくつでも)

看病・世話をしてくれる人について、全体では、「配偶者」59%、「同居の子ども」39%、「別居の子ども」26%が上位を占めています。男女で比較すると、割合が一番高いのは、男性が「配偶者」76%だが、女性は「同居の子ども」が45%となっています。



■設問6 (4) 反対に、看病や世話をしてあげる人はいますか？ (いくつでも)

看病・世話をしてあげる人について、全体では、「配偶者」60%、「同居の子ども」27%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫友人」26%が上位を占めています。男女で比較すると、割合が一番高いのは、男女とも「配偶者」だが、男性が72%と半数以上を占めるのに対し、女性では、48%となっています。

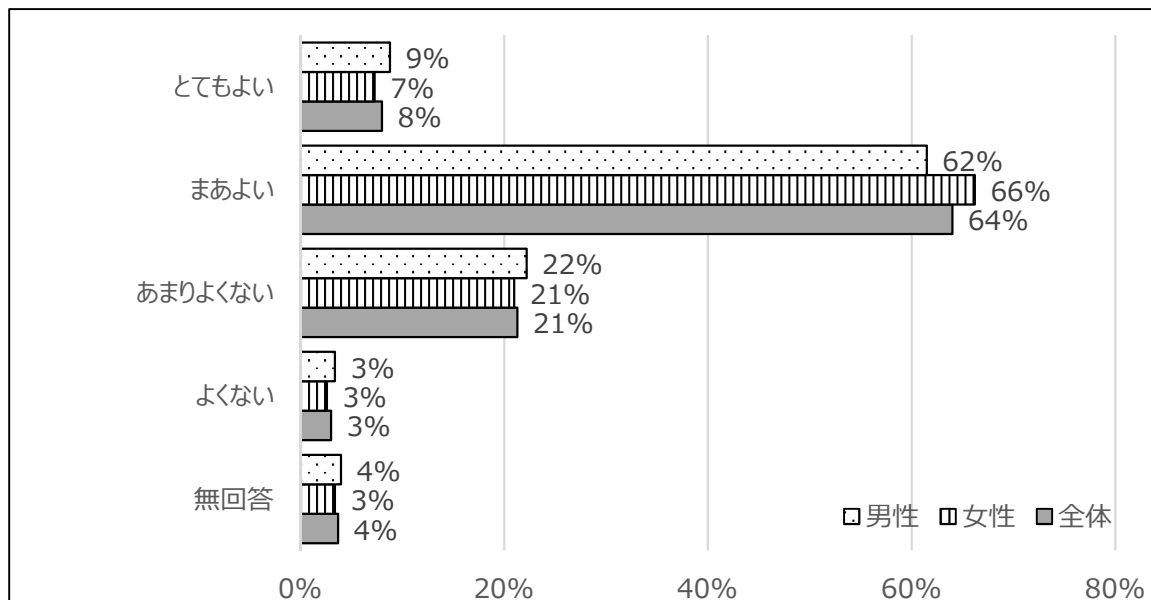


7 健康について

(1) 健康状態

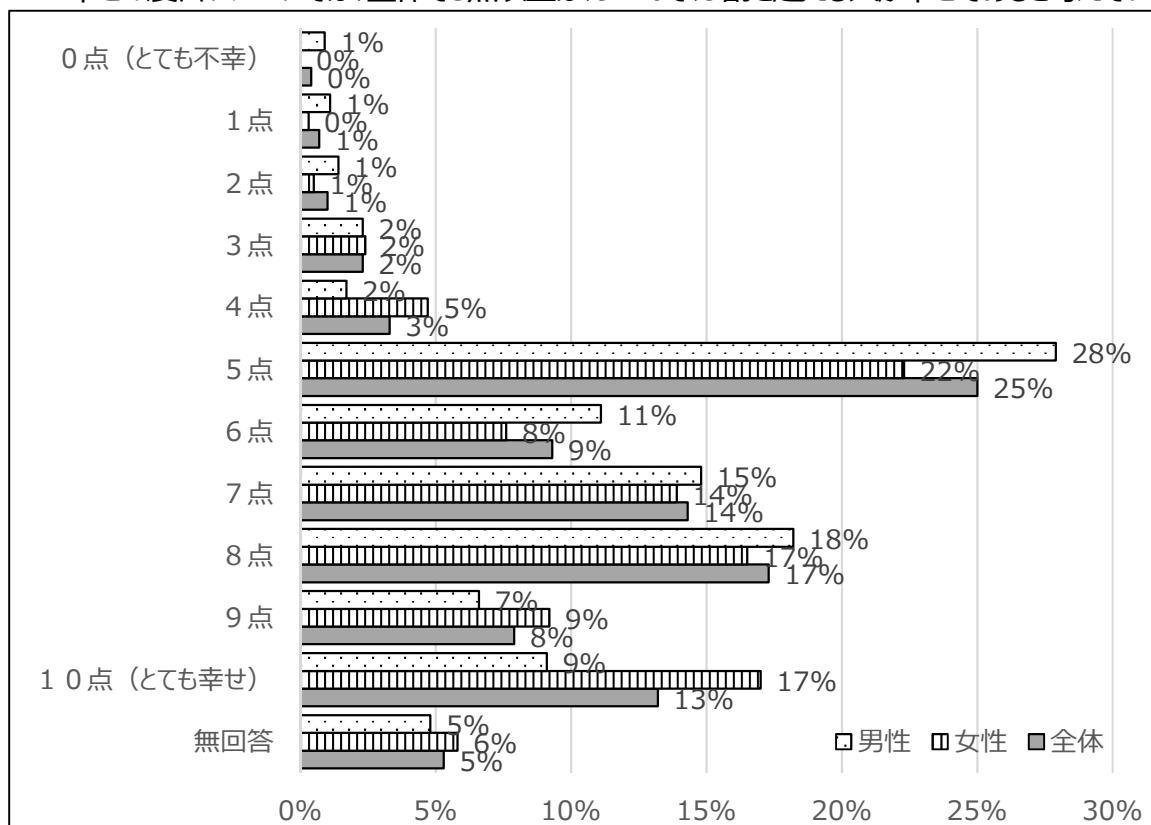
■設問7(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか？

健康状態については、全体で「まあよい」が64%で、「とてもよい」と合わせると、7割を超える人が「健康である」と回答しました。



■設問7(2) あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください）

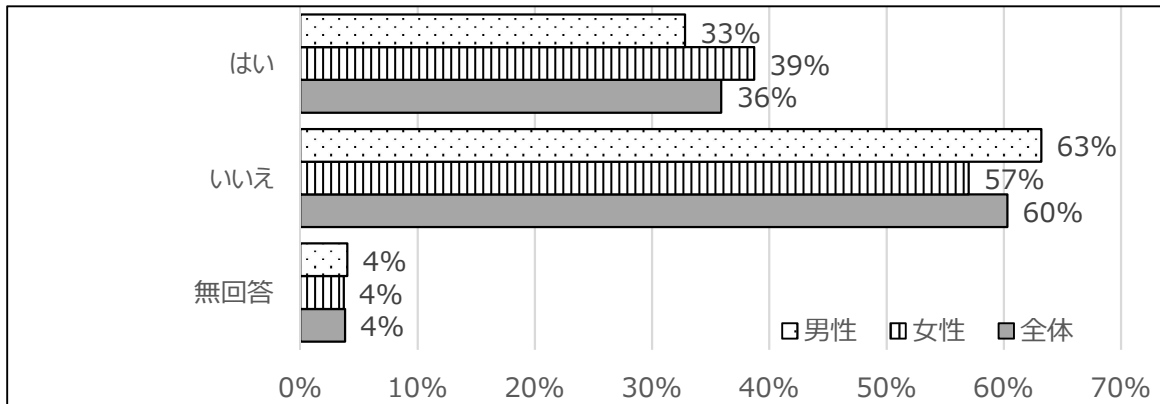
幸せの度合いについては、全体で5点以上は、91%で、9割を超える人が幸せであると考えています。



(2) 気分の状況

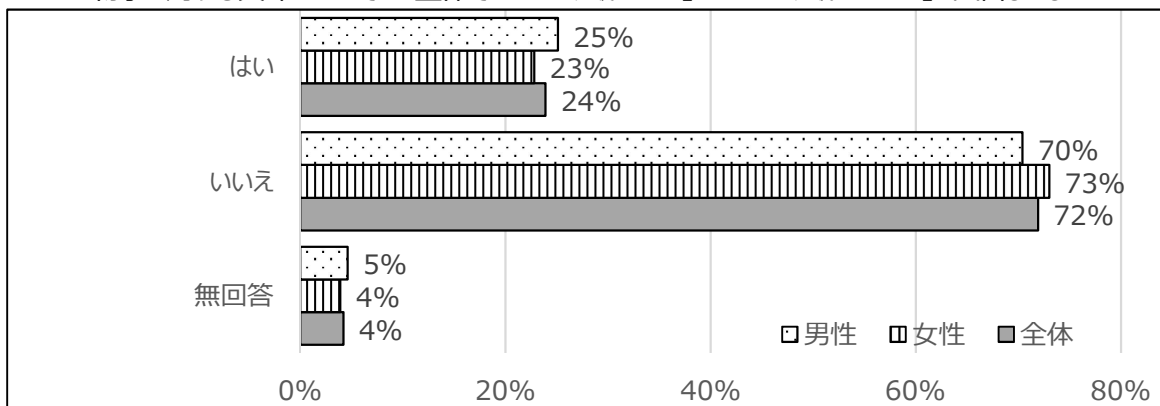
■設問7 (3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか？

気分の浮き沈みについては、全体で約4割の人が「はい」、約6割の人が「いいえ」と回答しました。



■設問7 (4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか？

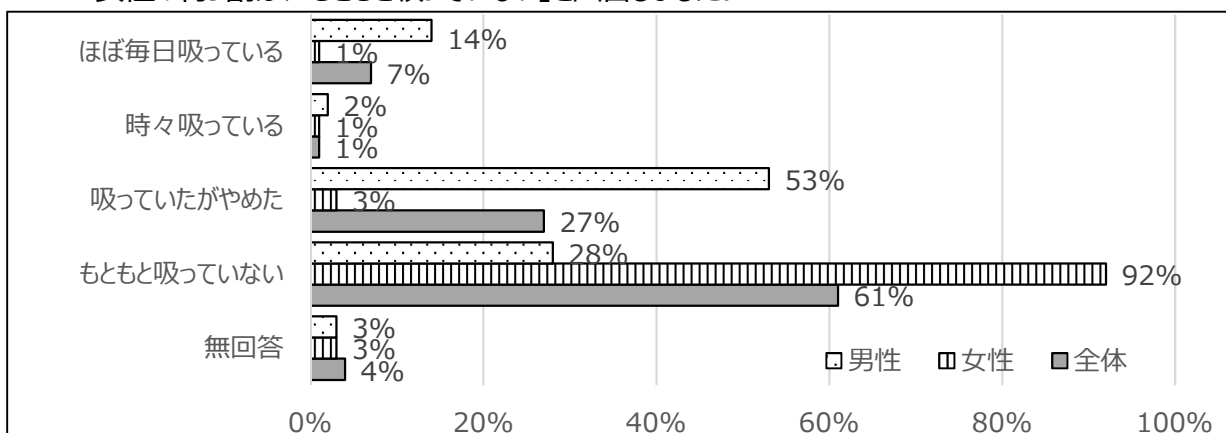
物事に対する興味については、全体で24%の人が「はい」、72%の人が「いいえ」と回答しました。



(3) 喫煙

■設問7 (5) タバコは吸っていますか？

喫煙については、全体で「吸っていたがやめた」、「もともと吸っていない」を合わせると88%(27%+61%)の人が現在は吸っていません。男性の半数は「吸っていたがやめた」と回答し、女性の約9割は、「もともと吸っていない」と回答しました。

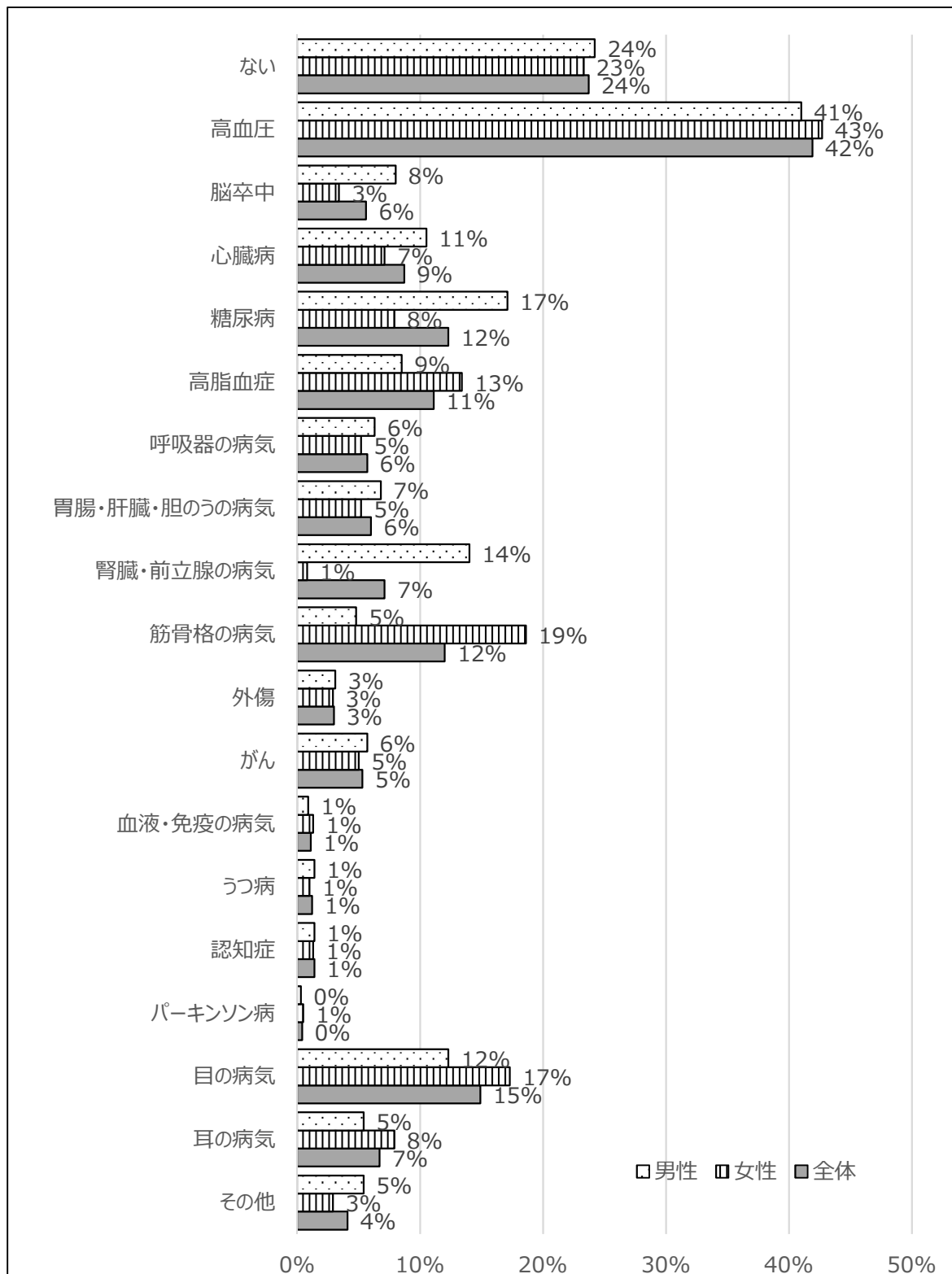


(4) 治療中・後遺症のある病気

■設問7(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか？(いくつでも)

現在治療中、または後遺症のある病気については、全体では「高血圧」42%、「目の病気」15%、「筋骨格の病気」12%が上位を占めています。

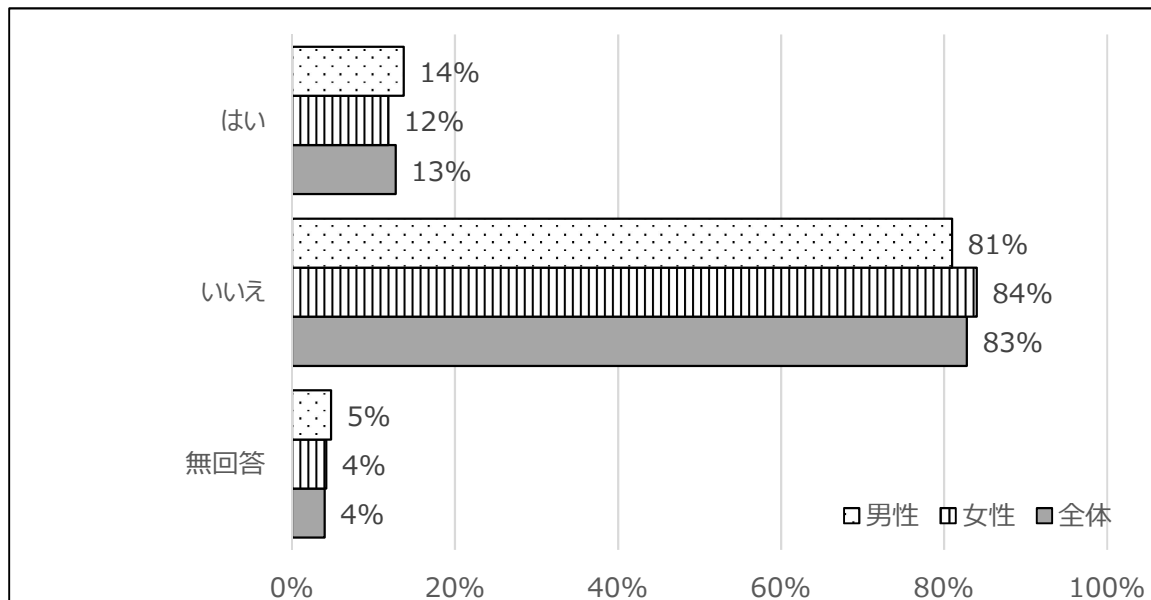
男女で比較すると、男性は、「高血圧」41%、「糖尿病」17%、「腎臓・前立腺の病気」14%、女性は、「高血圧」43%、「筋骨格の病気」19%、「目の病気」17%が上位を占めています。また、「ない」と回答した人は全体で24%となっています



8 認知症にかかる相談窓口の把握について

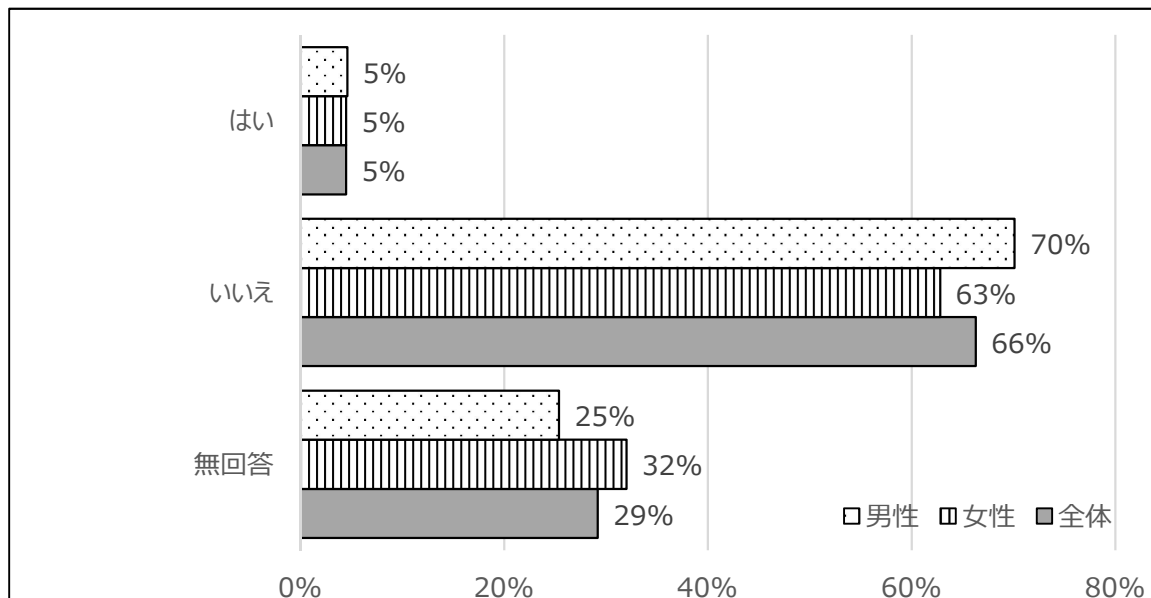
■設問8(1)認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか？

家族に認知症の症状があったり、認知症の症状が本人にあったりする方は、男性が14%、女性が12%でした。



■設問8(2)認知症に関する相談窓口を知っていますか？

認知症の総合窓口については、男性の70%、女性の63%が「認知症に関する相談窓口を知らない」と回答しました。窓口の周知が必要と考えられます。



(2) 在宅介護実態調査

I 調査の概要

1 調査対象

在宅で生活している要支援・要介護者のうち要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をしている方

2 調査方法

認定調査員による聞き取り

(通常の要介護認定調査と併せて、町内介護事業所の認定調査員が聞き取り)

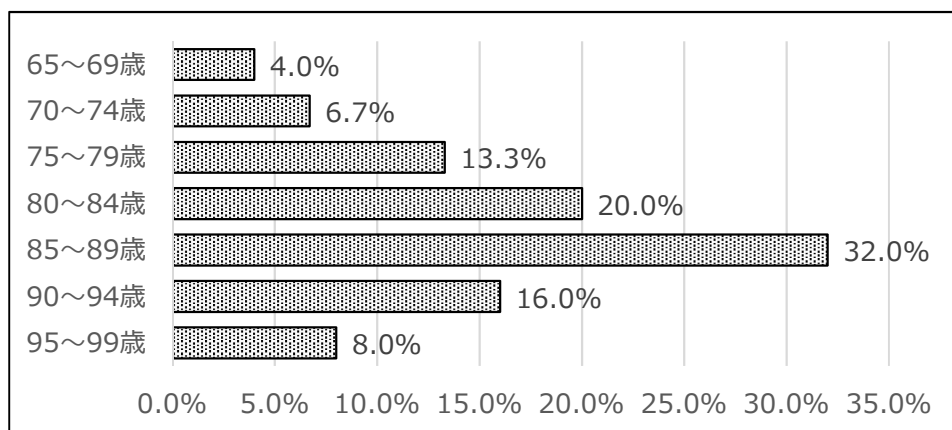
3 調査期間

令和元年11月11日から令和2年2月28日

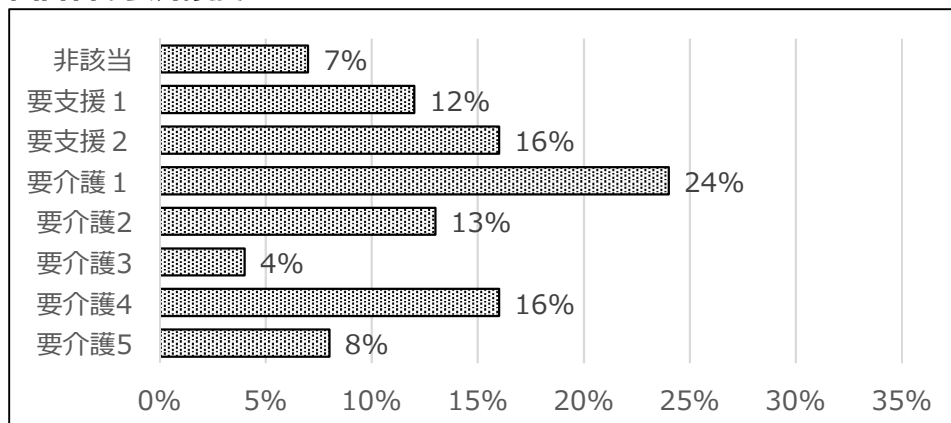
4 回収状況

対象者数	135人
回収数	75人
回収率	55.6%

回答者の年齢



回答者の要介護度

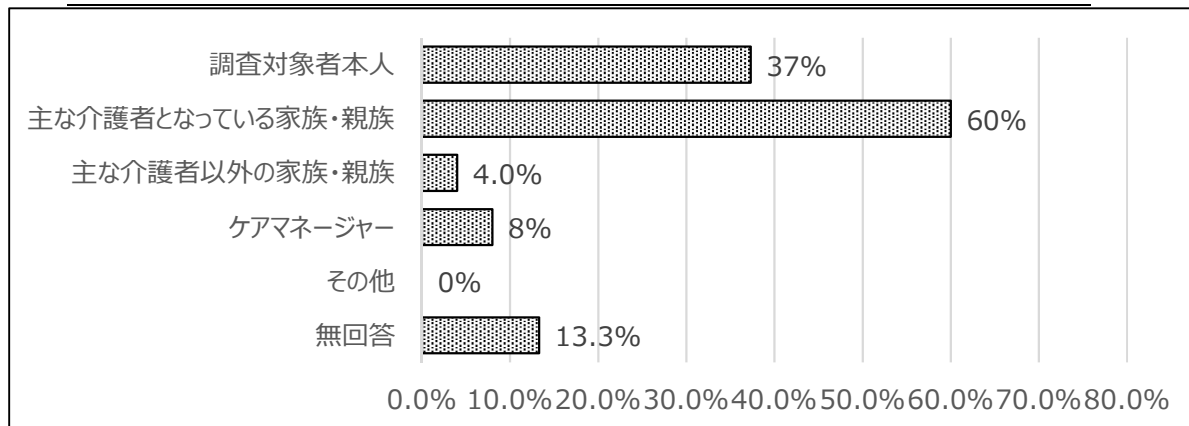


II 調査の結果

1 調査対象者ご本人について（A票）

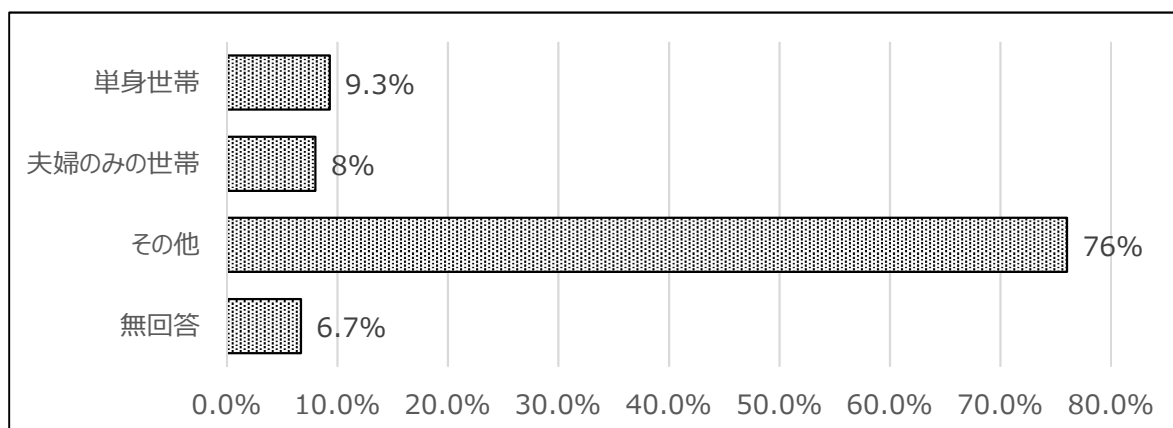
（1）回答者

■問1 現在、この調査票にご回答を頂いているのは、どなたですか（複数回答可）



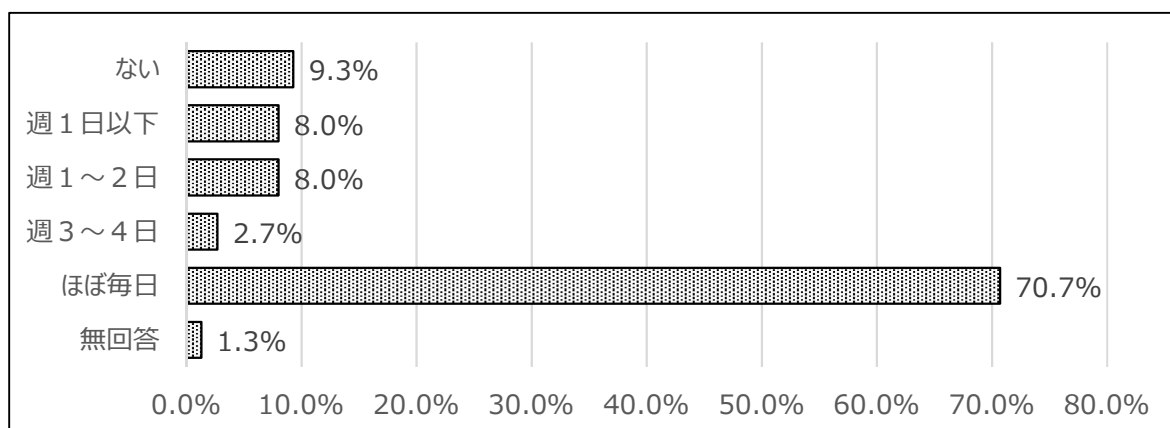
（2）世帯類型

■問2 世帯類型について、ご回答ください（1つを選択）



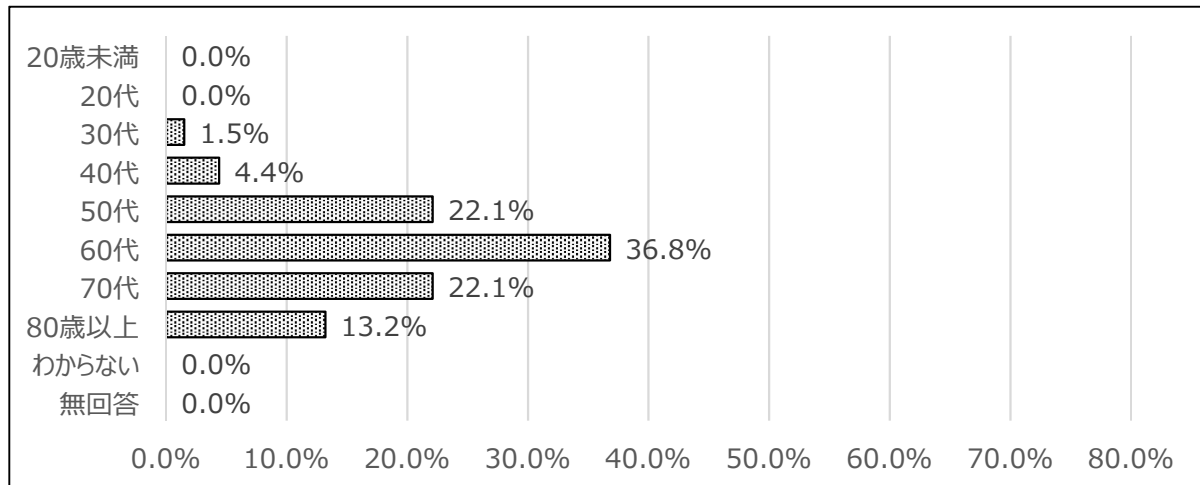
（3）介護家族の状況

■問3 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）（1つを選択）



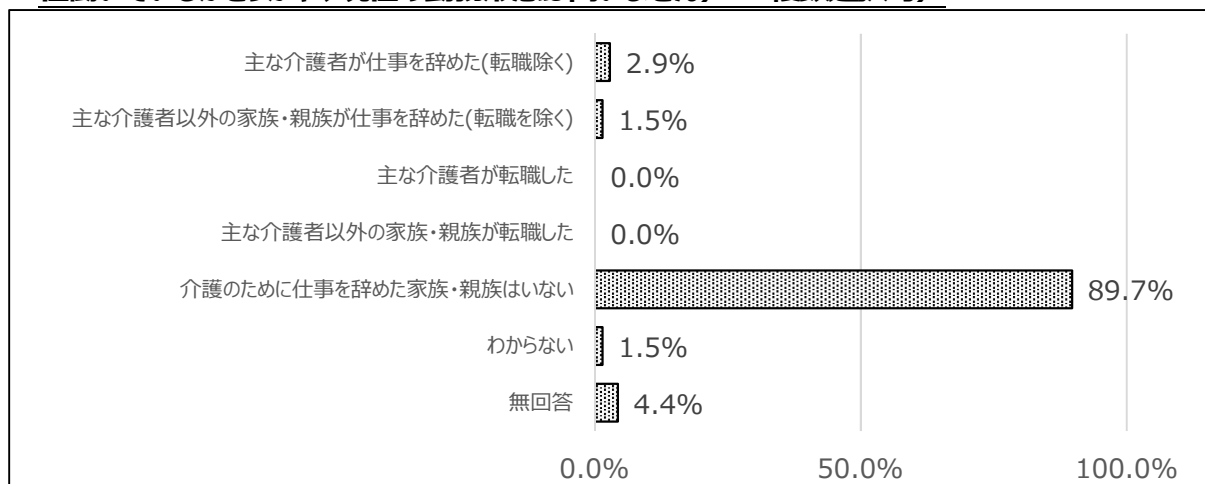
(4) 主な介護者の年齢

■問4 問3で「2.」～「5.」と回答された方にお伺いします。主な介護者の方の年齢について、ご回答ください（1つを選択）



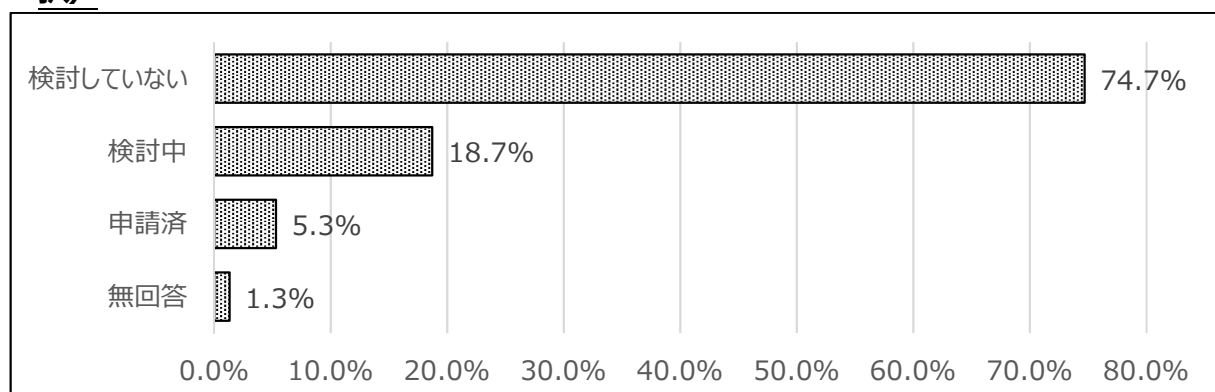
(5) 介護を理由とした退職

■問5 問3で「2.」～「5.」と回答された方にお伺いします。ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません） 複数選択可



(6) 施設等への入所・入居の検討

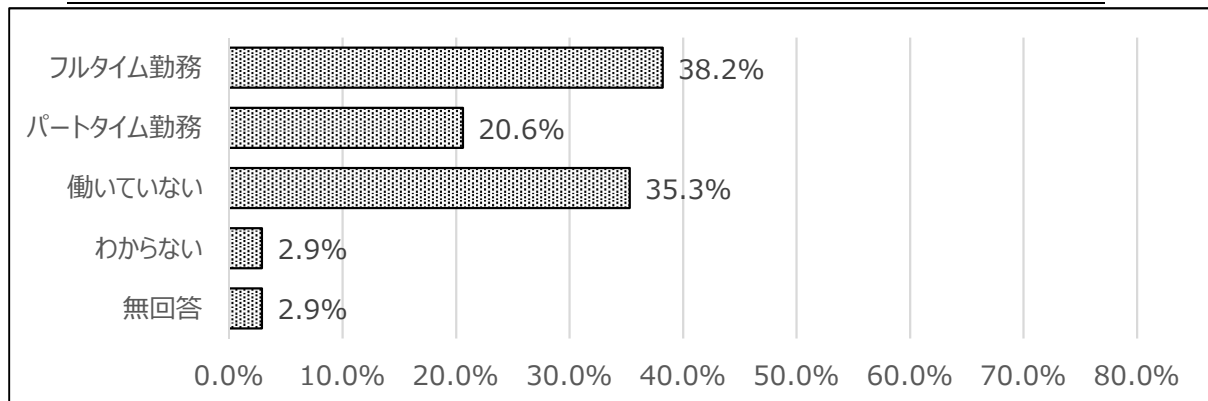
■問6 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つを選択）



2. 主な介護者について（B票）

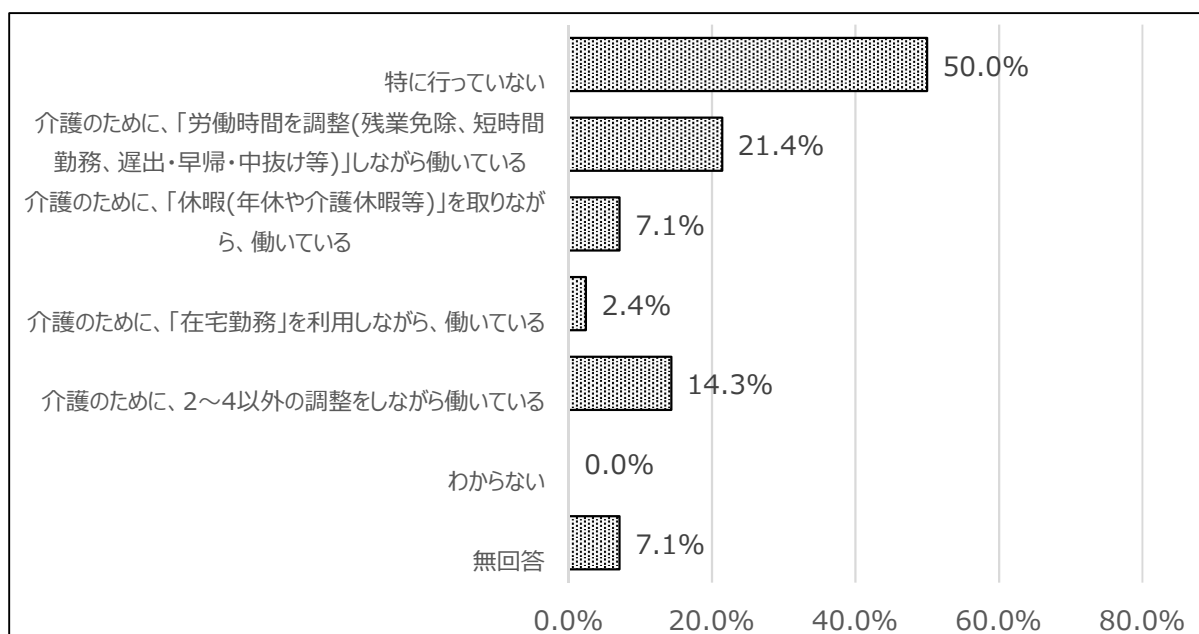
（1）主な介護者の勤務形態

■問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つを選択）



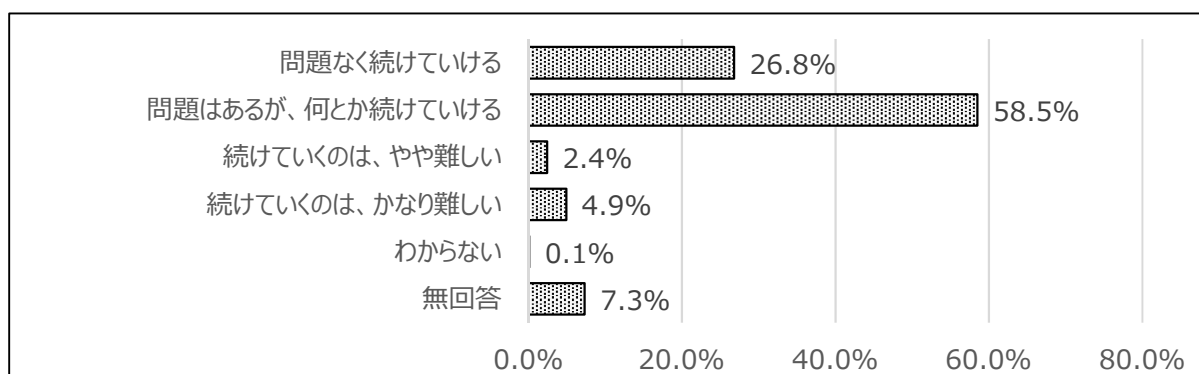
（2）働き方の調整

■問2 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか（複数選択可）



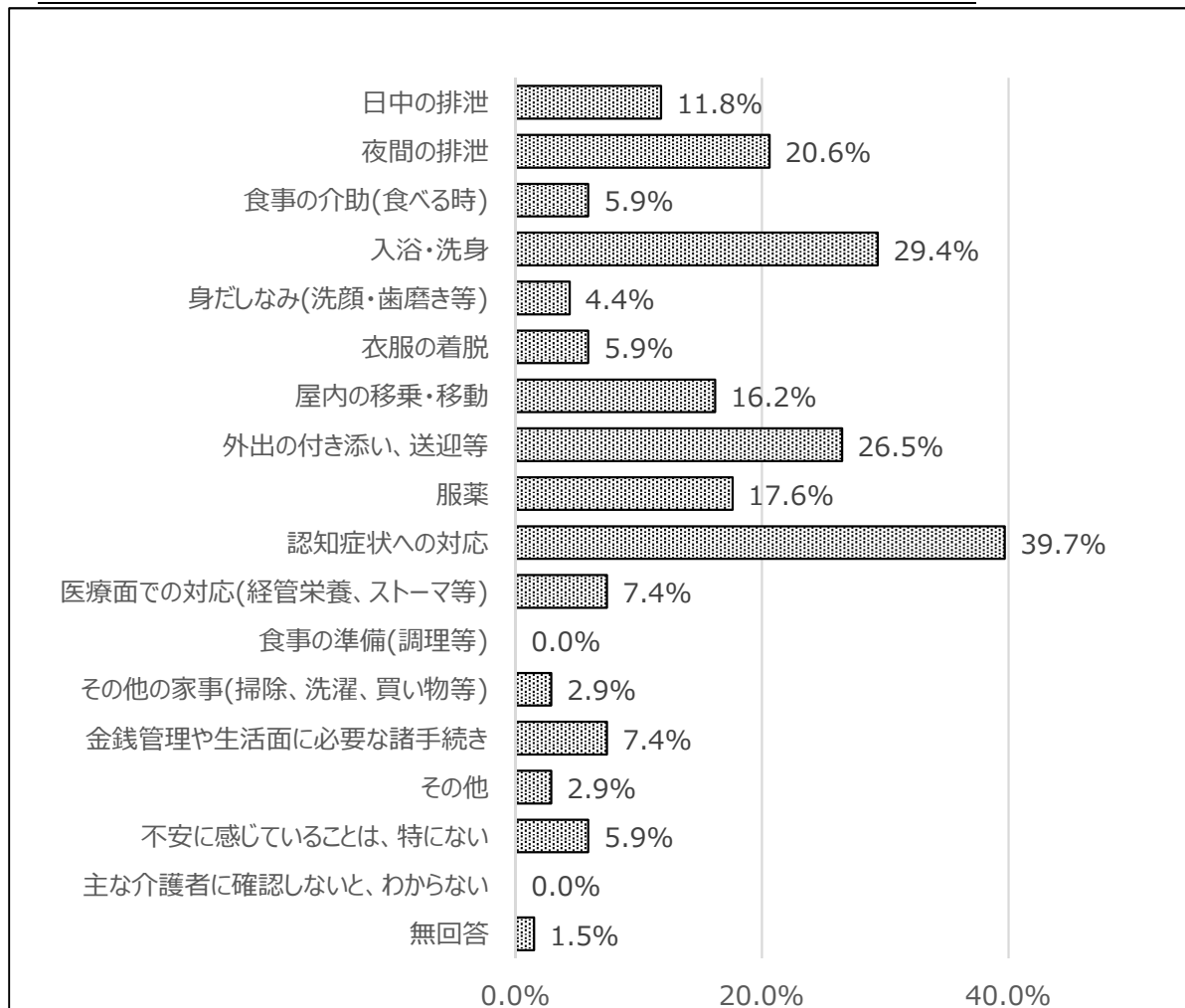
（3）働きながら介護を続けられるか

■問3 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つを選択）



(4) 介護者の不安について

■問4 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、
ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）



第3章 計画の概要

1. 計画の基本理念

地域の人々がともに支えあい、協力しながら、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって過ごすことのできる心の通い合う高齢社会をめざして

本町では、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう「地域包括ケア」の考え方に基づき、高齢者福祉施策を推進してきました。

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことは、高齢者のみならず地域に暮らす全ての住民の願いです。

地域で暮らすさまざまな人々の違いや多様性を認め合い、いろいろな困難を抱えている人を排除するのではなく、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会づくりが必要です。

本計画では、前計画での基本理念を継承することを基本として、美しい自然と住みよい環境の中で、高齢者が地域社会の一員として尊重され、安全に安心して暮らせるよう、行政や社会福祉事業者のみならず、地域社会を構成するさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、協力・理解・連携により一体となった取組の推進により、生涯を通して健やかで生きがいをもって暮らすことができる心のこよいあう地域社会の実現を目指します。

2. 計画の目標

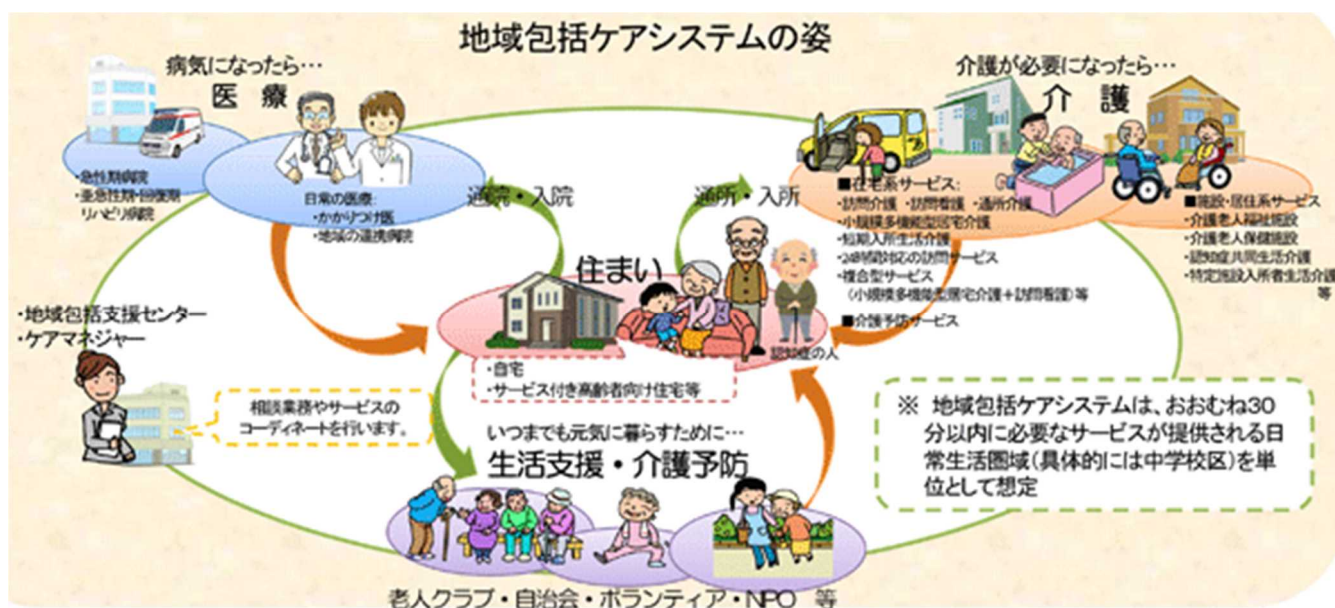
計画の理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療、介護、介護予防、住まいや自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

本町における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症施策等を推進します。



基本目標2 認知症施策の推進

高齢者の在宅生活を困難にする大きな要因のひとつに認知症があります。

認知症は高齢になるにつれ発症率が高くなるといわれており、本町においても団塊の世代が既に高齢期を迎え、さらには後期高齢者が増加していく中で認知症高齢者はますます増加すると予測されます。

令和元年に国が策定した「認知症施策推進大綱」に沿った認知症の人ができる限り地域のよい環境で

自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症の人やその家族の意見も踏まえて施策の推進を図ります。

また、認知症高齢者に対する支援として、認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発、認知症の人の介護者への支援を推進します。

基本目標 3 ▶ **介護予防・健康づくり施策の推進・充実**

住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、壮年期での健康づくりや生活習慣病の予防を進め、健康寿命を延伸していくことが大変重要になります。

また、高齢になっても地域で自立して生活するためには、できる限り介護が必要にならないよう、介護予防の取り組みが大切です。

介護予防については、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域全体で支援の必要な高齢者を支える体制をつくり、高齢者自身がそのような取り組みを通して介護予防や生きがいづくりにつながるような仕組みづくりを行うとともに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の推進を図ります。

介護を理由とする離職者を無くすことを目指し、ひとり暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者の家族等に対して、生活の利便性の向上や安全・安心の確保、人との交流を促進し、介護サービスのみならず在宅福祉サービスの充実を図ります。

基本目標 4 ▶ **介護サービスの充実**

要支援及び要介護の認定者が介護保険サービスの利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるようには、持続可能な介護サービス基盤の整備が必要となります。団塊の世代すべてが75歳以上になる2025年(令和7年)を見据え、介護サービスの充実に取り組むとともに、介護人材の確保への支援を図ります。

また、世界的な感染症の拡大に備え、切れ目ない介護サービスが行えるよう、各介護事業所や各介護施設と連携をしながら取り組みを行っていきます。

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムを構築していく上でその機能強化は重要な課題となっています。

また、高齢や障がいなどの複合化したニーズへの対応を強化する観点から、地域共生社会の実現に向けて、これまでの高齢者や障がいのある方等の「縦割り」の福祉サービスを「丸ごと」に転換し、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての人々が様々な困難を抱える場合であっても、適切な支援を受けることができるような包括的な支援体制の整備が必要とされています。

今後は、認知症施策や在宅医療・介護連携など新たな課題に対応する必要があるため、職員体制の強化について引き続き検討を行います。

現在、地域包括支援センターでは、これまで総合相談支援業務として、各種相談・支援を行っていますが、高齢者のみならず、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う支援体制について検討を行います。

また、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、「評価の結果を次に生かす」仕組みづくりを行っていきます。

(2) 在宅医療・介護の連携の推進

介護だけでなく、医療の支援を必要とする在宅高齢者が増加している中であって、こうした要介護者とその家族を支援する体制を構築することが求められています。

高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるために、入退院支援から日常の療養支援、病状の急変時の対応まで、様々な場面で在宅医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携して切れ目なく高齢者とその家族を支えていくことが必要です。

本人や家族等がスムーズに介護サービスにつながるできるよう、特に医療ニーズが高い方や家族支援のために適切な対応をし、在宅での適切なケアにより安心して自宅で過ごすことができるよう、専門職間で「顔の見える関係」を築き医療関係の専門職と介護福祉関係者との連携を強化します。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が地域生活に困難を抱えた場合には、近隣住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できなかったり、適切なサービス等につながる方法が見つからなかったりして、問題を抱えたまま生活している場合があります。大山町でも高齢のひとり暮らしや2人世帯は年々増えています。

このような困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう地域包括支援センターを中心に関係職員の研修を積極的に行い支援します。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度の活用を促進します。

(ア) 高齢者虐待防止

虐待の要因として養護者の介護に対する知識不足や介護負担等が挙げられ、サービスを調整し適切に介護ができるよう継続的に支援していく必要があります。虐待対応時には地域包括支援センターや関係機関等を含めチームで対応の協議や連携を図り、高齢者の権利が守られ養護者が適切に介護ができるよう支援していきます。

高齢者が尊厳のある生活を維持し地域で安心して生活ができるよう、相談窓口や関係する制度を周知し予防啓発を行い、また、早期発見・早期対応ができるよう地域包括支援センターや介護事業所などへ研修を行っています。

また、必要に応じ措置等を行ったり、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度を活用して行きます。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

生活場所が見つからないケースや虐待事案等の困難事例が年々増えてきており、更なる相談機能の強化が必要となっています。

また、後見制度利用が必要なケースの発見や後見人の担い手不足が課題となっており、日常生活自立支援支援事業等との連携や市民後見人等の担い手の育成が課題となっています。

身寄りがなく、成年後見の申し立てをする親族がいない高齢者に対し、町長が申し立てを行います。

後見人等の報酬費用を負担することが困難な高齢者に対し、所得状況に基づき報酬の一部または全部を助成します。また成年後見制度利用促進機能の強化のため、中核機関を設置し、令和3年度より運用を開始します。

(4) 地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムを実現するためには、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤

の整備を同時に進める必要があります。医療や介護等の専門職をはじめとした多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握を推進します。

■実績と見込量

単位：回数

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議数	18	19	17	19	19	19

(5) リハビリテーションサービス提供体制の構築

大山町のリハビリテーション事業所数、利用率は、ほとんどの指標で全国平均、鳥取県平均に比べ多くなっており、リハビリテーションサービスが充実している傾向にあります。

この地域資源を活かしながら、住み慣れた地域で暮らしていく体制づくりが求められています。

■大山町のリハビリテーションサービスの現状

	指標項目	単位	全国	鳥取県	大山町
事業所数	訪問リハビリ(認定者1万対)	(事業所数)	7.77	10.79	25.62
	通所リハビリ(認定者1万対)	(事業所数)	12.66	18.37	34.16
	介護老人保健施設(認定者1万対)	(事業所数)	6.73	17.21	25.62
	介護医療院(認定者1万対)	(事業所数)	0.23	0.58	0.00
利用率	訪問リハビリテーション	(%)	1.77	2.72	3.37
	通所リハビリテーション	(%)	8.96	12.52	20.57
	介護老人保健施設	(%)	5.44	8.14	15.43
	介護医療院	(%)	0.33	0.98	0.51
従業者数	理学療法士(認定者1万対)	(人)	29.42	42.99	76.66
	作業療法士(認定者1万対)	(人)	16.35	31.21	68.14
	言語聴覚士(認定者1万対)	(人)	3.06	6.48	0.00
利用日数・回数	訪問リハビリテーション(受給者1人あたり)	(日・回数)	11.7	11.4	11.8
	通所リハビリテーション(受給者1人あたり)	(日・回数)	6.0	6.1	6.0

資料 地域包括ケア 見える化システム

必要な要介護者・要支援者が、効果的にリハビリテーションサービスを利用するためには、ケアマネージャーが効果を認識することが必要となります。

地域ケア会議の個別ケース会議に、ケアマネージャーとリハビリテーション職が同席することにより、利用者にとって効果的なサービスをケアプラン作成に取り入れてもらえるように意見交換の場を設定していますが、地域包括支援センター連絡会にも意見交換と研修の場を設定し、ケアマネージャーとリハビリテーション職の資質の向上を図ります。

■実績と見込量

単位：回数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議数				1	1	1

■リハビリテーションサービス利用率、利用日数・回数の令和5年度目標

	指標項目	単位	大山町
利用率	訪問リハビリテーション	(%)	3.5
	通所リハビリテーション	(%)	21.0
	介護老人保健施設	(%)	16.0
	介護医療院	(%)	0.6
利用日数・回数	訪問リハビリテーション(受給者1人あたり)	(日・回数)	12.0
	通所リハビリテーション(受給者1人あたり)	(日・回数)	6.5

(5) 生活支援体制整備の推進

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯などの増加により、高齢者の生活支援ニーズは増加・多様化しています。今後も安心して地域で生活できるよう、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、協議体（大山町生活支援体制整備推進協議体）において地域課題や地域資源の把握とともに、関係機関とのネットワーク構築等を行います。

(6) 地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組においては、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を越えて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりが必要となります。

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、まちづくり部門と協働しながら取り組みを進めます。

また、相談支援についても、関係部署と連携を図りながら充実を進めていきます。

基本目標 2 認知症施策の推進

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加しています。大山町の要介護調査認定時の主治医意見書認知症高齢者自立度を見ても、「Ⅱ以上」の何らかの支援や介護が必要な人の割合が高くなっています。

認知症高齢者が家族も含めて、穏やかに日常生活を送ることができる地域づくりをしていくためには、住民全てが認知症を理解し地域全体で認知症高齢者を支えていく必要があります。

※認知症高齢者の自立度

ランク	判断基準
I	何らかの認知症は有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	日中を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅱb	家庭内で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

1 認知症に関する正しい理解の普及

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発と情報提供を行い、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る地域作りを進めていきます。

(1) 認知症サポーター等養成事業

認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成します。

■実績と見込量

単位：回、人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	5	4	4	5	5	5
養成者数	212	60	60	60	60	60

(2) 認知症講演会等の開催

地域で暮らす認知症の方やその家族を応援するため、認知症への理解を深める認知症パネルディスカッション、講演会の開催や認知症に関する映画の上映など啓発活動を進めます。

■実績と見込量

単位：回

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2	2	1	2	2	2

2 認知症への適切な対応

(1) 認知症初期集中支援チーム

認知症は早期発見・対応が大切であるため、認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症が疑われる方や適切なサービスに結びついていない人や家族に対し、包括的・集中的に支援を行います。

■実績と見込量

単位：回

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1	0	1	1	1	1

(2) 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス事業所など関係機関との連携を図り、認知症の人とその家族からの相談対応を行います。

■実績と見込量

単位：回、人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
推進員数	1	1	1	1	1	1
相談回数	23	18	18	18	18	18

(3) 認知症ケアパスの活用

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を掲載した認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を用いて、情報提供していきます。

(4) 高齢者等見守りネットワーク事前登録制度

認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見し、本人の安全を確保するために、情報の事前登録を行います。また、登録者には反射ステッカーの配布も行い、関係機関と協力して、緊急時にすみやかに対応します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	11	12	20	20	20	20

(5) 認知のある方とその家族への支援

ア 家族の集いの開催

介護する家族等が集まり、日ごろの思いや悩みを気軽に語り合い、情報交換・相談・勉強の場を設け、介護者の孤立感や身体的・精神的負担の軽減につなげます。

■実績と見込量

単位：回

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	12	12	10	12	12	12

イ 認知症カフェの拡大

認知症の人とその家族、地域住民等がカフェ等の形態で集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するとともに、認知症予防の取組を効果的に進めるため地域住民の団体と連携し、推進していきます。

■実績と見込量

単位：箇所

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催箇所	4	4	4	4	4	4

ウ 本人ミーティングの開催

認知症の本人が集い、自らの体験や希望等や暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場をつくり、本人からの声をもとに本人の視点に立った支援を検討していきます。

■実績と見込量

単位：回数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数		1	5	6	6	6

エ 介護サービス基盤の整備

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進していきます。

基本目標3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 訪問型サービス

要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者に対して、従来の訪問介護相当サービスを実施します。ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や排せつなど日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助をおこないます。

■実績と見込量

単位：人数（1月当たりの利用者数）

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	31.2	28.0	30.0	32.0	34.0	35.0

(2) 通所型サービス

要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者に対して、従来の通所介護相当サービスを実施します。施設に通い、日常生活上の介護や、機能回復のための訓練・レクリエーションなどをおこないます。

■実績と見込量

単位：人数（1月当たりの利用者数）

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	65.2	53.1	48.0	56.0	58.0	60.0

(3) 元気アップ教室

要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者に対して、通所介護施設などに通ってもらい、器具を使った運動、食に関する指導・相談、口の体操、レクリエーション・軽体操などの介護予防教室を行います。

■実績と見込量

単位：延べ人数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3,793	3,793	3,800	3,800	3,800	3,800

(4) 3B体操

体力の維持向上や仲間づくりを目的として、65歳以上の方を対象に音楽に合わせ専用の道具（ボール・ベル・ベルター）を使った体操等を行います。

■実績と見込量

単位：延べ人数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	945	849	800	872	944	1,016

(5) 生きがい活動支援事業

65歳以上の者に対して、地域の集会所等で、閉じこもり・認知症予防を目的に運動やレクリエーション等を行います。

■実績と見込量

単位：回数、延べ人数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	96	93	30	108	108	108
参加者数	868	790	300	540	756	1080

(6) 水中ウォーキング教室

下肢にかかる負担を軽減しながら筋力の維持向上をすることを目的として、65歳以上の方を対象にプールの中で行う運動を指導します。

■実績と見込量

単位：延べ人数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	666	660	400	660	720	780

(7) 水中運動教室

65歳以上の者に対して、介護予防のため温泉プールで専門スタッフが、水中運動やストレッチなどの指導を行います。

■実績と見込量

単位：延べ人数

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	1,070	1,002	1,000	1,050	1,060	1,070

(8) 高齢者食生活支援事業

65 歳以上の者及びその家族に対して、介護予防を目的に地域の集会所等で、食生活改善に関する研修会・教室を実施し、食生活改善のための普及・啓発を行います。

■実績と見込量

単位：回数、延べ人数

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
実施回数	41	34	20	30	40	45
参加者数	957	756	200	300	400	450

(9) 地域リハビリテーション活動支援事業

町内において介護予防等に係る自主活動を行う集落、団体または、介護サービス事業所等に対して、地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）の関与を促進することを目的として、地域リハビリテーション・介護に関する勉強会等に対して、専門職の派遣を行います。

■実績と見込量

単位：団体、人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用団体	6	9	9	10	11	12
参加者数	110	106	100	100	110	120

(10) 高齢者の通いの場づくり

高齢の方の日中の居場所を作ることによって心身の健康を保ち、地域の支え合い体制を強めることを目的として、町内における地域自主組織や自治会等が行う“高齢者の通いの場”を提供する活動を支援します。

■実績と見込量

単位：団体、人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用団体		3	4	5	6	7
参加者数		1,461	1,000	1,200	1,300	1,400

2 家族介護を支援する施策の推進

要介護状態等にある高齢者を在宅で介護し続けていくためには、いつでも身近な地域で気軽に相談ができる体制と、介護と両立しながら仕事を続けられるための環境、適切な介護知識や技術を習得すること、各種サービスの利用方法を知ること、そして介護者自身が心身のリフレッシュを図ることが重要です。

そのため、介護を担う家族の介護離職の防止のために介護保険制度の啓発、企業に対する介護のための働き方の調整に関する啓発に努めます。

また、家族介護者の経済的負担を軽減するために、家族介護用品支給事業を継続し、「家族介護教室」「家族介護者交流事業」を開催し、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会を提供します。

(1) 家族介護用品支給事業

要介護3以上で町民税非課税世帯に属する者を在宅で介護している家族に対し、介護者の負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ等）の購入費用の一部を支給します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	14	10	10	12	14	16

(2) 家族介護教室

介護をしている家族に対し、介護方法や介護者の健康づくり等の知識・技術を習得するための教室を開催します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	26	13	20	22	24	26

(3) 家族介護者交流事業

要介護3以上の者を介護している家族に対し、日帰り旅行、施設見学等を活用した介護者相互の交流会を年間2回行い、家族介護者の心身のリフレッシュを図ります。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	15	9	10	15	15	15

3 食の自立の推進

住み慣れた地域で暮らしていくために、食事づくりが困難な高齢者に対し、食事の支援を行います。

(1) 食の自立支援事業（配食サービス）

調理が困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事（夕食弁当）を提供するとともに安否確認を行います。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	21	16	16	16	16	16
配食数	1,567	1,187	1,200	1,200	1,200	1,200

4 高齢者にやさしい居住環境づくりの推進

高齢者ができる限り安全に安心して生活できるよう、住宅改修が必要な高齢者または集落に対して、相談・助言を行い、住宅バリアフリー化が行えるよう支援します。

(1) 高齢者居宅環境整備事業

町民税非課税世帯に属する要支援・要介護者に対して、居住環境の整備を行い、高齢者が可能な限り自宅において自立した生活が送れるよう支援し、介護する家族等の負担軽減を図ります。

(2) 生きがい拠点整備事業

高齢者等の社会参加を図り、健康で生き生きとした生活を送ることができる環境づくりに資するため、高齢者等が利用しやすいよう施設を整備するための費用の一部を補助します。

■実績と見込量

単位：集落

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集落数	4	5	5	5	5	5

5 高齢者等の移動サービスの充実

外出支援サービス事業、タクシー助成事業の利用方法の周知を行い、移動困難者の外出支援の機会の拡充を図ります。また、ほかにも似通った移動手段の制度が町にあることから、制度の見直しを行い、利用者にわかりやすい制度設計に努めます。

(1) 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関の利用が困難な者で、要介護状態にある者等に対し、移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を送迎します。

■実績と見込量

単位：人(延べ)

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	71	67	65	65	65	65
利用者数	348	300	300	300	300	300

(2) タクシー助成事業

65 歳以上の高齢者等に対して、利用者の居宅から目的地までの往復のタクシー乗車代金の一部を助成します。

■実績と見込量

単位：人(利用者数は延べ人数)

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	200	240	250	250	250	250
利用者数	1602	2082	2300	2300	2300	2300

6 福祉ボランティア活動の充実

(1) 福祉ボランティア活動支援事業

町ボランティアセンターに登録しているボランティアが組織する団体が、高齢者等の福祉活動への参画を目的とした自主的な活動に要する経費の一部を助成します。

7 高齢者福祉サービスの充実

(1) 老人クラブ育成事業

単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し助成を行い、老人の知識及び経験を生かして生きがいと健康づくりのため、多様な社会活動を通して老後の生活を豊かなものとすると共に長寿社会づくりをします。

(2) 長寿祝

満 88 歳・満 100 歳を迎えられる高齢者に長寿の祝いを贈り激励します。

(3) 輝くシルバー交付金

平成 30 年度から始まった「輝くシルバー交付金」は「敬老事業」「支え愛事業」を行う集落に対して、75 歳以上の人口を基に交付金を交付し活動を支援しています。平成 31 年度からは、「支え愛事業」の中の「生活習慣病予防」「閉じこもり予防」を行うと、回数に応じて加算することとし、集落内での支え愛活動を支援しています。

持続ある地域社会の維持を図るため、制度の見直しを検討しながら推進を行っていきます。

■実績と見込量

単位：集落

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
集落数	140	141	143	143	143	143

(4) 緊急通報装置補助事業

ひとり暮らし高齢者の急病や火災などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の初期設置費用に対し補助を行います。

■実績と見込量

単位：台

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置台数			5	5	5	5

8 保険者機能強化の推進

高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、保険者機能を強化すべく、平成 29 年の法改正により、保険者が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、地域課題を把握しながら、鳥取県と連携して効果的な取組を行っていきます。

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続的に捉え支援するという考えに立つて行われることも重要です。

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業や国民健康保険の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

また、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目します。

基本目標 4 介護サービスの充実

1 居住・生活環境の整備・充実

(1) 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者の住まいの安定的な確保について、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となります。

個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅が、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。

■ 町内サービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

単位:人

区分	実績			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総数	34	34	34	34	34	34

2 安心できる居住の場の確保

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについても、必要な人への相談支援と情報の提供が必要です。

今後も引き続き高齢者向けの住まいについて必要な人への相談支援を行います。

(1) 老人ホーム入所措置事業

65歳以上の者であって、心身又は環境上の理由及び経済的理由により家庭において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所委託します。

老人福祉法の規定により、生活保護法に優先するセーフティーネットとして、養護老人ホームへの入所措置を行わなければなりません。財政状況に関わりなく、対象者があれば引き続き措置を行います。被措置者の状況等を定期的に確認し、措置要件を欠くに至った者、要介護度が高くなった者等について、措置を廃止する等、適切な措置が行われるように努めています。

3 災害時・感染症対策の充実

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、災害時の避難等に特に支援を要する高齢者等の名簿情報を関係機関と共有し、災害発生時において、地域の住民が協力して避難誘導や安否確認が行える支援体制づくりに努めます。

感染症に対する備えについて、介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行います。

（１）要援護者台帳の整備

避難行動要支援者支援制度についての周知や避難行動要支援者名簿情報の的確な把握と更新に努めます。

（２）感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発、研修を実施するとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な体制を検討します。

４ 介護サービス基盤の充実

（１）在宅サービス提供基盤の充実

在宅介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、サービス利用見込量に応じた供給量のバランスを見極めながら整備します。

特に訪問系介護サービスについては、全県的に事業所数が減少してきています。安定的な運営を支援するための補助を検討します。

また、地域密着型サービスが地域に根付いたサービスになるよう、運営推進会議等を通して意見交換を行います。

リハビリテーションサービス提供体制の構築のため、提供体制に関する現状を分析しながら、見込み量を推計し、提供体制の構築に取り組みます。

（２）施設サービス提供基盤の充実

施設での介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、サービス利用見込量に応じた供給量のバランスを見極めながら整備を行います。

(3) 介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進

ア 介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援

介護支援専門員の資質・専門性の向上のため、研修を開催します。

イ 介護人材の確保に向けた取組

生産年齢人口の減少による介護分野の人的制約が強まる中、介護サービスの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるよう、業務の効率化と質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。

そのため、鳥取県と連携しながら、介護人材の確保に取り組みます。

ウ 事業所への指導および監査

事業所への指導及び監査については、国・県主催の研修への参加に加え、鳥取県や専門職と連携し、担当職員のスキルアップに努めます。

地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対しては、町が直接指導を行い、それ以外の町内の介護保険サービス提供の事業者については、県との合同監査指導により計画的に指導監査を行っていきます。

エ 介護給付適正化事業

① 要介護認定の適正化

要介護認定調査員に対する研修などに参加するとともに、調査時に家族などの同席者の協力などにより実態の把握に努めます。

② ケアプラン点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランの推進のために、ケアプランの点検を実施します。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修と福祉用具購入について、必要性や利用状況などについて点検を行い適切な利用を進めます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

鳥取県国民健康保険団体連合会と連携し、医療情報との突合及び縦覧点検を実施し、介護報酬請求の適正化を進めます。

⑤ 介護給付費通知

介護保険サービスの利用者に対して、年1回介護給付費通知書を送付し、サービス利用内容の確認を通じて適切なサービス利用及び介護費用の請求がなされるよう啓発します。

第5章

介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み

1. 人口と要介護(要支援)認定者数の推計

(1) 人口の推計

本町の総人口は、減少傾向が続き、令和22年には約11,000人になると予想されます。

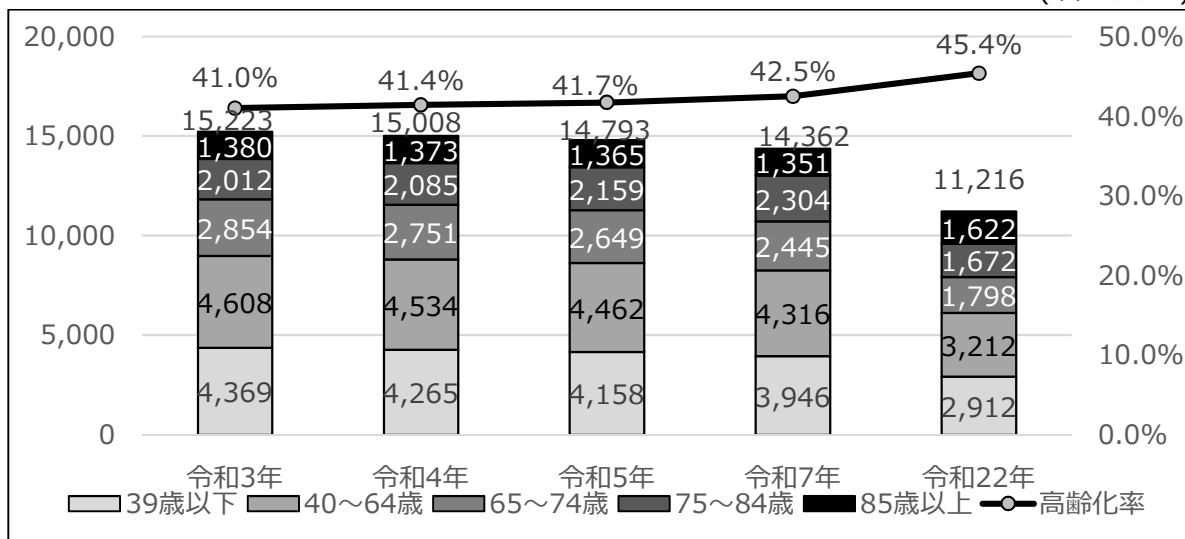
また、高齢者人口は、65歳から74歳までの人口が減少していく一方で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には75歳以上人口が3,655人となることが予想されます。高齢化率については、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年には45.4%になると予想されており、超高齢化社会が一層進んでいくことが見込まれます。

(単位 人、%)

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	15,223	15,008	14,793	14,362	11,216
39歳以下	4,369	4,265	4,158	3,946	2,912
40～64歳 (第2号被保険者)	4,608	4,534	4,462	4,316	3,212
65歳以上 (第1号被保険者)	6,246	6,209	6,173	6,100	5,092
65歳～74歳	2,854	2,751	2,649	2,445	1,798
75歳～84歳	2,012	2,085	2,159	2,304	1,672
85歳以上	1,380	1,373	1,365	1,351	1,622
高齢化率	41.0	41.4	41.7	42.5	45.4

資料 第8期介護保険事業(支援)計画策定に向けたワークシート

(単位 人、%)



(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数は、団塊の世代が75歳以上に到達するため、令和7年に向けて増加する見込みとなっています。

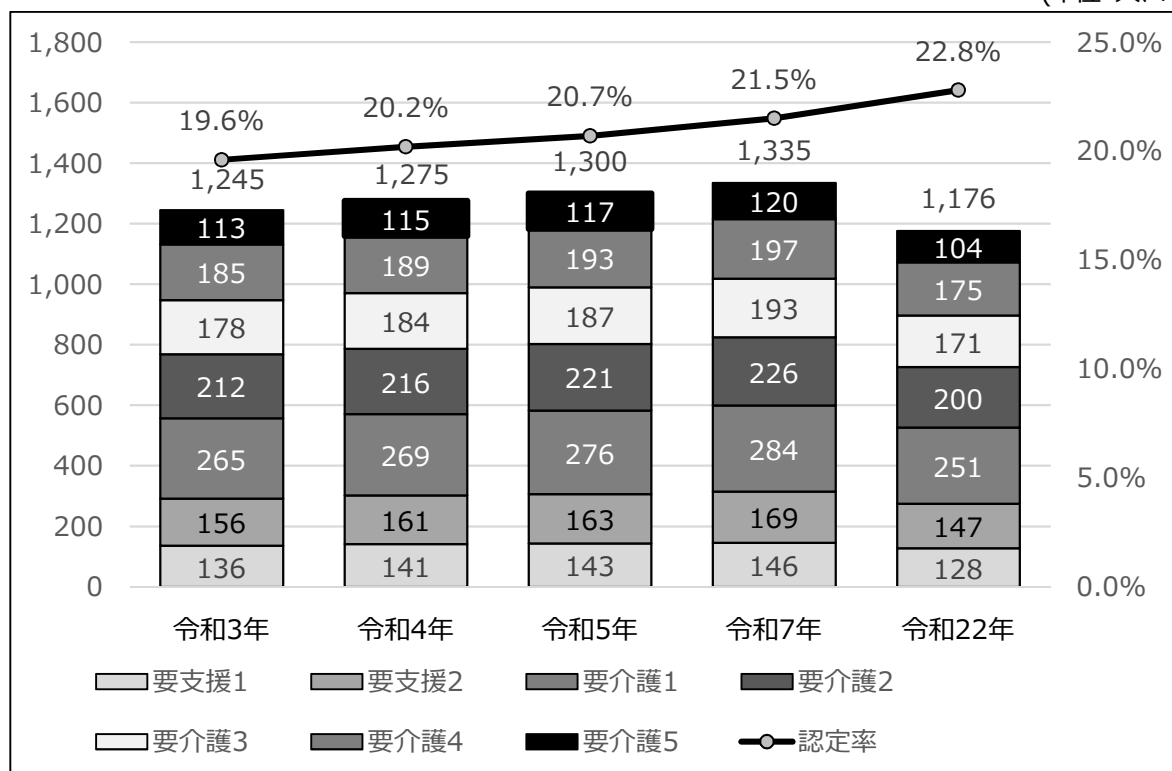
認定率については、認定者数が増加するのに対し、第1号被保険者数が減少するため、増加していくと考えられます。

(単位 人、%)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	136	141	143	146	128
要支援2	156	161	163	169	147
要介護1	265	269	276	284	251
要介護2	212	216	221	226	200
要介護3	178	184	187	193	171
要介護4	185	189	193	197	175
要介護5	113	115	117	120	104
合計	1,245	1,275	1,300	1,335	1,176
第1号被保険者数	6,246	6,209	6,173	6,100	5,092
第1号被保険者認定率	19.6%	20.2%	20.7%	21.5%	22.8%

資料 第8期介護保険事業(支援)計画策定に向けたワークシート

(単位 人、%)



2. 介護保険サービスの現状

各サービスの利用者数に、平成 30 から 32 年度の 1 人あたりの利用回数（日数）の伸び率や、1 回（1 月）あたりの利用額等を勘案して、サービス量と給付費を下表のとおり見込みました。

（1）介護予防給付サービス

（単位 給付費 千円、回数：回、日数：日、人数：人）

		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
（1）介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	1,520	1,521	1,537	1,537	1,537
	回数	23.2	23.2	23.4	23.4	23.4
	人数	4	4	4	4	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	4,327	4,813	4,941	5,080	4,564
	回数	121.7	135.3	138.9	142.8	128.3
	人数	14	15	15	16	14
介護予防居宅療養管理指導	給付費	322	322	322	322	322
	人数	3	3	3	3	3
介護予防通所リハビリテーション	給付費	32,368	32,651	32,424	33,410	28,897
	人数	80	81	81	83	72
介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （老健）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0

		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
	介護予防福祉用具貸与	給付費	3,372	3,417	3,417	3,485
		人数	54	55	55	56
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費	1,001	1,001	1,001	1,001
		人数	3	3	3	3
	介護予防住宅改修	給付費	3,126	3,126	3,126	3,126
		人数	3	3	3	3
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	4,156	4,158	4,158	4,158
		人数	5	5	5	5
	(2) 地域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	1,520	1,534	1,537	1,537
		回数	14.5	14.6	14.6	14.6
		人数	3	3	3	3
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	2,030	2,032	2,032	2,032
		人数	3	3	3	3
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	(3) 介護予防支援	給付費	6,244	6,300	6,245	6,461
		人数	116	117	120	104

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 介護給付サービス

		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和 22 年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費	47,172	47,579	47,579	43,348	35,677
	回数	1,346.5	1,357.2	1,357.2	1247.0	1,029.9
	人数	86	87	87	81	68
訪問入浴介護	給付費	6,052	5,248	5,248	5,248	4,211
	回数	39.7	34.4	34.4	34.4	27.6
	人数	7	6	6	6	5
訪問看護	給付費	12,868	13,188	13,022	13,506	11,221
	回数	164.1	170.4	168.0	174.2	145.1
	人数	35	36	36	37	31

			令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和 22 年度
	訪問リハビリテーション	給付費	16,818	17,318	17,358	17,227	14,908
		回数	484.0	497.6	498.9	494.8	427.5
		人数	38	39	39	39	34
	居宅療養管理指導	給付費	3,105	2,944	2,926	3,082	2,531
		人数	41	39	39	41	34
	通所介護	給付費	206,535	209,330	212,219	212,013	184,370
		回数	2,299.0	2,332.1	2,371.3	2,384.0	2,076.4
		人数	180	182	185	186	162
	通所リハビリテーション	給付費	135,571	137,771	137,600	141,897	121,905
		回数	1,503.1	1,526.2	1,532.8	1,580.3	1,362.5
		人数	158	157	157	162	140
	短期入所生活介護	給付費	62,653	63,386	63,568	64,384	54,974
		日数	670.6	681.1	686.1	692.9	592.1
		人数	42	42	43	43	37
	短期入所療養介護（老 健）	給付費	19,387	19,544	19,636	20,640	14,903
		日数	151.2	152.3	153.1	161.8	118.8
		人数	15	15	15	16	12
	短期入所療養介護（病 院等）	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護 医療院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	給付費	30,864	30,967	31,710	32,181	27,253
		人数	239	246	252	257	221
	特定福祉用具購入費	給付費	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
		人数	7	7	7	7	7
	住宅改修費	給付費	3,833	3,833	3,833	3,833	3,833
		人数	5	5	5	5	5
	特定施設入居者生活介 護	給付費	36,895	36,916	38,898	38,898	34,354
		人数	16	16	17	17	15

		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	3,984	3,986	3,986	3,986	3,986
	人数	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	50,895	53,935	56,670	56,613	50,025
	回数	564.5	599.7	630.6	632.2	557.0
	人数	47	49	51	51	45
認知症対応型通所介護	給付費	17,314	17,472	17,472	17,472	15,809
	回数	140.4	141.6	141.6	141.6	127.0
	人数	10	10	10	10	9
小規模多機能型居宅介護	給付費	51,273	54,202	56,201	54,734	46,745
	人数	25	26	27	27	23
認知症対応型共同生活介護	給付費	112,638	112,700	112,838	112,700	112,700
	人数	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	50,034	50,062	50,062	49,788	49,788
	人数	15	15	15	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	403,152	406,787	413,610	424,387	376,557
	人数	119	120	122	125	111
介護老人保健施設	給付費	647,845	662,619	671,792	701,094	616,027
	人数	184	188	190	198	174
介護医療院	給付費	71,162	99,201	103,700	103,700	103,700
	人数	16	22	23	23	23
介護療養型医療施設	給付費	4,126	4,128	4,128		
	人数	1	1	1		
(4) 居宅介護支援						
	給付費	77,726	78,385	79,915	81,529	71,451
	人数	448	452	461	471	413

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(3) 標準給付費の見込額

総給付費とは、介護保険事業の費用のうち、本人負担分を除き保険財政が負担する金額を指します。この総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えたものを標準給付見込額といいます。本町の第8期計画期間における標準給付見込額は、3年間で約69億1,626万円になる見込みです。

単位 円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	2,255,527,286	2,312,930,767	2,347,803,119	6,916,261,172
総給付費	2,133,655,000	2,194,143,000	2,226,478,000	6,554,276,000
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	72,354,831	68,216,047	69,558,968	210,129,846
特定入所者介護サービス 費等給付額	83,836,119	85,856,266	87,539,723	257,232,108
特定入所者介護サービス 費等の見直しに伴う財政影 響額	11,481,288	17,640,219	17,980,755	47,102,262
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	43,168,723	44,149,237	45,357,137	132,675,097
高額介護サービス費等給 付額	43,526,268	44,700,017	45,922,986	134,149,271
高額介護サービス費等の見 直しに伴う財政影響額	357,545	550,780	565,849	1,474,174
高額医療合算介護サービス費 等給付額	3,973,732	3,999,983	3,977,014	11,950,729
算定対象審査支払手数料	2,375,000	2,422,500	2,432,000	7,229,500
審査支払手数料一件あた り単価	95	95	95	
審査支払手数料支払件数	25,000	25,500	25,600	

3. 地域支援事業費の見込み

本町の第8期計画期間における地域支援事業費は、3年間で約2億4,584万3千円になる見込みです。

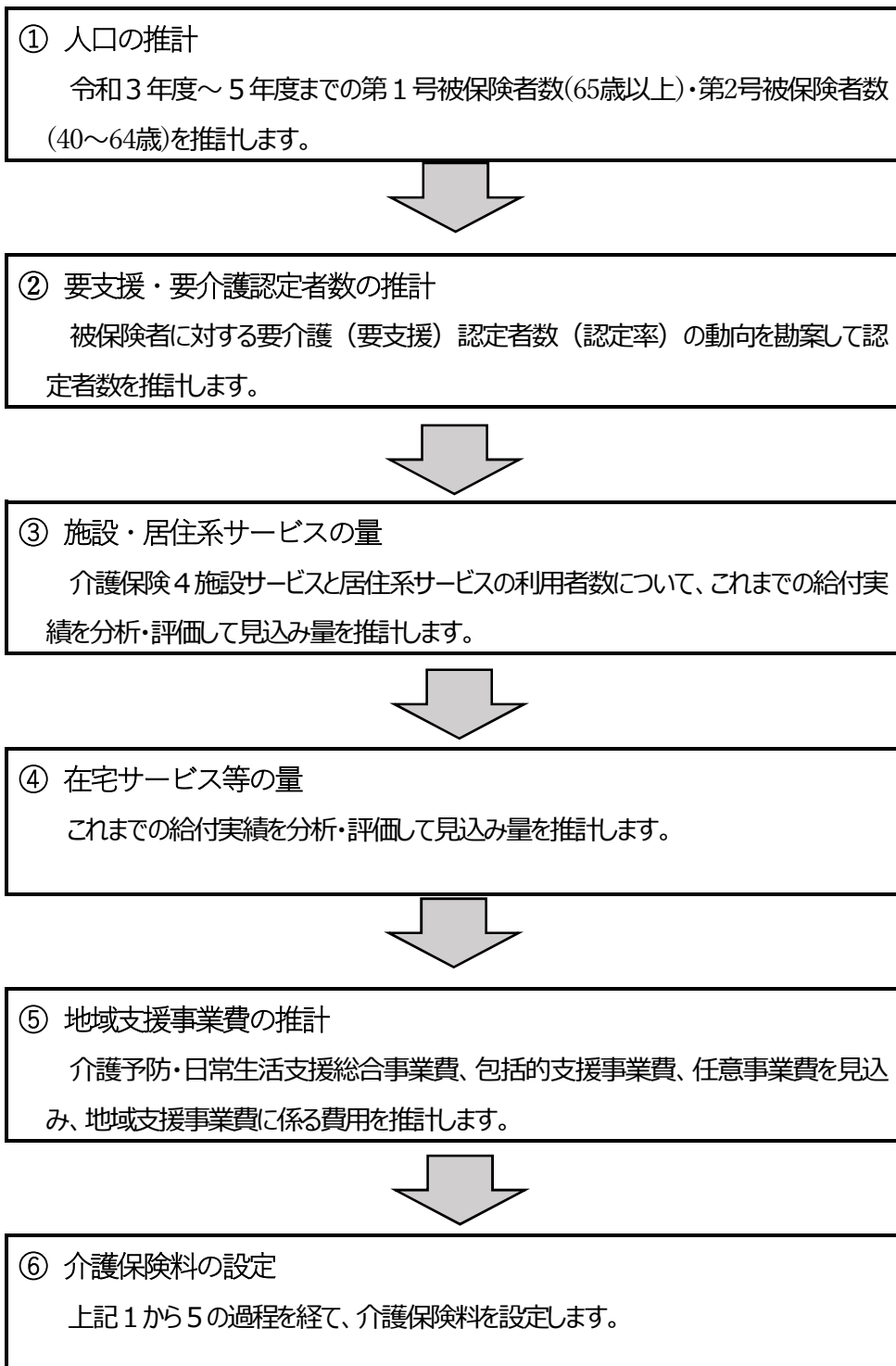
単位 円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	81,005,000	82,131,000	82,707,000	245,843,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	42,632,000	43,403,000	43,674,000	129,709,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	34,050,000	34,400,000	34,700,000	103,150,000
包括的支援事業費(社会保障充実分)	4,323,000	4,328,000	4,333,000	12,984,000

第6章 介護保険料の算定

1. 介護保険料の算定の流れ

第8期介護保険事業計画期間中における保険料については、下記の過程で算定します。

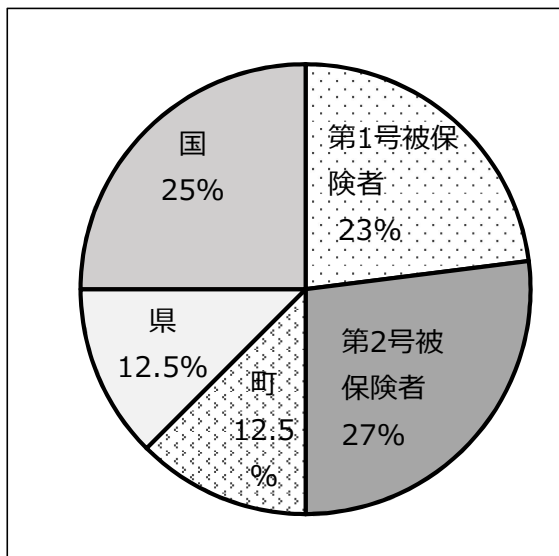


2. 第1号被保険者の負担割合

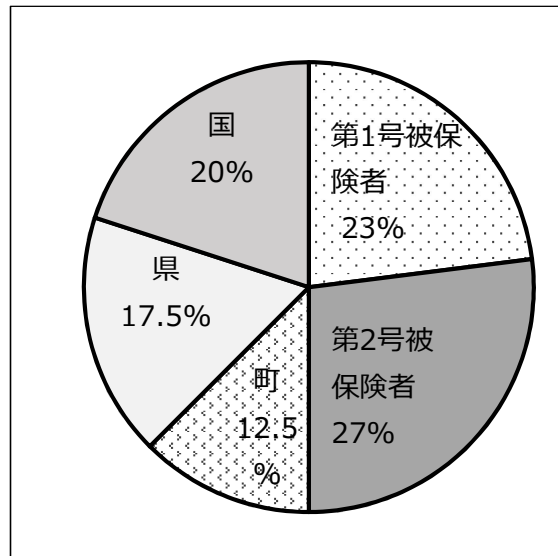
介護保険制度の費用は、総給付費のうち50%を「公費負担」、残り50%を第1号被保険者、第2号被保険者からの「保険料負担」とされています。

■介護保険給付費の財源内訳■

在宅サービス

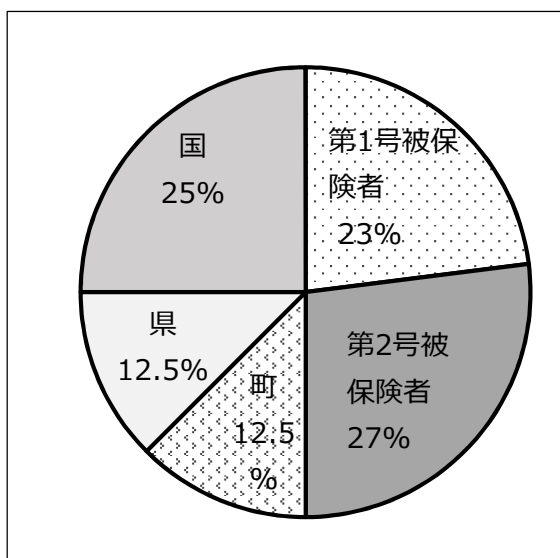


施設サービス

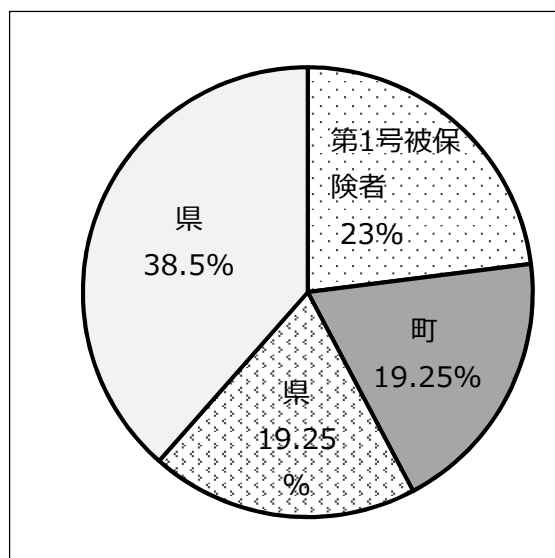


■地域支援事業費の財源内訳■

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



3. 所得段階別被保険者数の見込み

令和3年度～5年度における所得段階別被保険者数を下記のとおり見込みました。

単位 人

所得段階区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階	713	709	705
第2段階	595	591	588
第3段階	494	491	488
第4段階	845	840	836
第5段階	1,458	1,449	1,441
第6段階	1,077	1,071	1,065
第7段階	661	657	653
第8段階	214	213	211
第9段階	189	188	186
被保険者合計	6,246	6,209	6,173
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	6,186	6,149	6,113

4. 第1号被保険者保険料の算定

(1) 第8期介護保険料の算定

第8期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、介護保険料基準額を算定します。

単位 円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額(A)	2,255,527,286	2,312,930,767	2,347,803,119	6,916,261,172
地域支援事業費(B)	81,005,000	82,131,000	82,707,000	245,843,000
第1号被保険者負担分相当額(A+B)×23%=(C)	537,402,426	550,864,206	559,017,327	1,647,283,960
調整交付金相当額(D)	114,907,964	117,816,688	119,573,856	352,298,509
調整交付金見込額(E)	161,584,000	159,382,000	155,587,000	476,553,000
調整交付金見込交付割合	7.90%	7.60%	7.31%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8832	0.8961	0.9089	
所得段階別加入割合補正係数	0.9897	0.9897	0.9899	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(F)				16,101,000
保険料収納必要額(C+D-E-F=G)				1,506,928,468
所得段階別加入割合補正後被保険者数(H)	6,186	6,149	6,113	18,448
予定保険料収納率(I)				98.00%
保険料の基準額[(G÷I)÷H÷12か月]			月額基準額	6,946

(2) 第8期所得段階別介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険基準月額を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料が決定されます。

本町の介護保険料の所得段階は、国が示す基準に従って9段階とします。

第8期所得段階別介護保険料

基準額 6,946円(月額)

所得段階 区分	対象者	負担 割合	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.3	25,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.5	41,600円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	0.7	58,300円
第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	75,000円
第5段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない方	1.0	83,300円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	100,000円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	108,300円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	125,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.7	141,600円

※年額を計算する際は、100円未満を切捨てします。

大山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

(任期 令和2年8月1日から令和4年7月31日)

◎ 委員長 ○ 副委員長

No	区 分	氏 名	備 考
1	大山町民生児童委員協議会	金田 多恵子	大山町民生児童委員協議会 副会長
2	大山町社会福祉協議会	○ 林原 明彦	大山町社会福祉協議会 事務 局長
3	医療機関	明石 倫司	明石歯科医院 院長
4	医療機関	朴 大昊	大山町国民健康保険大山診 療所 所長
5	介護保険施設（特養）	矢間 やすみ	介護老人福祉施設 ル・ソリオ ン名和 施設長
6	介護保険施設（老健）	岸田 芳幸	介護老人保健施設はまなす 施設長
7	介護保険施設（地域密着型）	中原 博	特別養護老人ホーム大山やす らぎの里めぐみ館施設次長
8	大山町老人クラブ連合会	清見 久夫	大山町老人クラブ連合会 会長
9	家庭介護者	山下 敏子	旧中山町
10	家庭介護者	阪本 京子	旧名和町
11	家庭介護者	高木 佐奈江	旧大山町
12	有識者	◎ 赤川 勲永	大山町健康づくり推進協議会 会長
13	有識者	船原 良夫	第1号被保険者代表
14	地域包括支援センター	藤田 よう子	課長補佐
15	地域包括支援センター	石指 智子	主任介護支援専門員

大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

2021年（令和3年）3月

発行：大山町福祉介護課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地

電 話：0859－54－5207

ファクシミリ：0859－54－5087
